

第3部

横断的・総合的施策

都市の存立を確保し、将来世代への持続可能性を継承していく新たな都市モデルを東京で実現していくためには、第2部に掲げた分野別の施策のあり方だけでなく、あらゆる分野、あらゆる主体による横断的・総合的な枠組みが必要である。

第1章

社会や経済を動かす基本的なルールにおける環境配慮の内在化

これまで第1部、第2部でも述べてきたように、都市の存立の前提となる「地球環境の器」は、私たち自身が行ってきた経済活動や日常生活が生み出す負荷により、地球規模での気候変動のもたらす危機が深刻化するなど、その存続が危ぶまれる程、もろいものになりつつある。

今後も、質の高い都市環境のもと、社会・経済が持続可能に発展していけるよう、この器を良好な状態で将来の世代に引き継いでいくためには、あらゆる主体が行動を起こしていくことが求められる。

環境を守り改善する取組は、様々な分野で、規制や社会的な仕組みとして具現化されており、これまで主として行政が関与して形づくられてくることが多かった。

現在、直面している環境の危機の深刻さを考えると、今後必要とされているのは、社会の一部で少しずつ環境配慮を進めたり、あるいはこれまでの行動を少しだけ環境に親和的な方向に進めたりするような、漸進的な動きではない。必要なのは、社会や経済を動かす基本的なルールの中に、また、都市を形成するあらゆる場面、あらゆる主体の行動の基本的枠組みの中に、環境への配慮を、当然の、必然的な行為として織り込んでいくことであり、環境配慮自体があらゆる主体の自律的な行動の中に取り込まれ、内在化していくことが重要である。

第1節

目標・方針の明確化とガイドラインの提示 ～「環境の確保に関する配慮の指針」～

都市づくりのあらゆる場面での環境配慮を進めるためには、社会や経済を動かす主体である、行政・都民・企業等がそれぞれ社会や経済を持続可能なものとしていくための責任を認識した上で、この責任を果たすため、各主体が社会や経済を動かす共同のルールづくりを行い、そのルールを遵守するとともに、自己を規律するより高い水準の目標を設定し、その目標の達成を目指していく必要がある。

環境基本計画では、このための基本的な事項を「環境の確保に関する配慮の指針（以下「配慮の指針」という。）」として示し、CO₂削減、資源循環、大気環境、自然環境への配慮など、分野ごとの基本的な考え方について総合的に示し、各主体の行動に応じた環境配慮の推進を図っていく。

環境の確保に関する配慮の指針

1 環境配慮原則

あらゆる都市づくりの計画や事業が前提とすべき原則として、回避、低減、修復、代償、創造が重要である。

○環境配慮の原則

- 「回避」：行為の全体又は一部を実行しないことによって影響を回避すること
- 「低減」：行為の実施の程度又は規模を縮小することや適切な対策を講じることにより、行為の実施による影響が最小となるよう低減すること
- 「修復」：影響を受けた環境そのものを修復、再生又は回復すること
- 「代償」：損なわれる資源又は環境の有する価値について、代替の資源・環境を置換又は提供することにより影響を代償すること
- 「創造」：行為の実施により新たにより豊かな環境を創造するなど、プラス効果を創出すること

○環境配慮の進め方

- ・法令や条例、環境負荷低減のために策定された要綱や指針等を遵守する。
- ・周辺地域の環境資源や土地利用状況等の把握を行う。
- ・周辺の土地利用との整合を図り、環境への影響を極力小さくするよう、事業の規模、形状、構造等について配慮する。
- ・既定の事業計画等であっても、環境保全の視点から必要に応じ見直しを行う。
- ・都民等に対して、適切な情報の提供を行う。
- ・請負事業者等に対し、環境配慮の徹底を要請するとともに、適切な情報の提供を行う。

また、以下のような環境における原則をあらゆる主体の活動に徹底することも、環境配慮を社会経済のルールに内在化することの重要な側面である。

①**予防原則** 気候変動対策がその最も顕著な例であるが、環境や健康に影響を与える潜在的な危険性を回避するために、予防措置を行うことは最も重要な原則である。悪影響が発生してからではなく、発生前に防止すべきであるという未然防止も含め、不可逆的な悪影響を防止するために、因果関係が完璧に証明されるのを待つのではなく、早

い段階での対応が必要である。

- ②**発生源対策** 対策においては、その発生源、すなわち原因に最も近いところで対策をしていくことが影響の拡大を防ぎ、抜本的な解決を図るために必須であり、優先される。
- ③**原因者負担の原則** 汚染の除去及び汚染防止にかかわる費用については、汚染物質の排出者が負担すべきであるという原則であるが、CO₂排出や熱排出を伴うエネルギーの消費においても前提とすべき原則である。
- ④**回復あるいは再生原則** 過去の活動により損なわれた環境側面について、回復あるいは

は再生のための活動を行うことは上記の原則とともに優先されるべきである。特に東京においては、失われ、損なわれた自然環境を回復・再生させることは大きな社会的価値がある。

2 基本的な環境配慮項目

環境配慮原則を前提に、第2部で分野別に述べてきた各事項への対応を進めていく。

① 人類・生物の生存基盤の確保

- エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制
- 環境負荷の少ない交通
- 廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進

② 健康で安全な生活環境の確保

- 大気汚染の防止・低減、化学物質、土壌汚染、水質汚濁などによる環境リスクの低減
- 廃棄物の適正処理
- 騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害

③ より快適で質の高い都市環境の創出

- 市街地における豊かな緑と水辺環境の創出
- 水循環の再生
- ヒートアイランド現象の緩和
- 自然環境、生物多様性、生態系
- 景観、歴史的・文化的遺産

3 都市づくり、都市活動におけるあらゆる場面での環境配慮・環境対応の内在化

環境への配慮を社会のルールとしていくための指針として、ここでは都市づくりとそれ以外の事業活動及び都民の日常生活と、大きく二つのカテゴリーに分ける。それぞれの場面、主体に合わせて、都市づくり、事業活動等に環境対応が組み込まれることを目指していく。

なお、別途示す「配慮の指針〔別表〕」において、配慮すべき具体的事項の主たるものを列挙する。

(1) 持続可能な都市づくり

環境負荷の低い、持続可能な都市・東京を実現していくため、まず、環境配慮が内在化された都市とはどういうものかという都市像を共有化していくことが重要である。その上で、都市開発や都市基盤整備など、あらゆる都市づくりの場面で、関与する主体が協力して、環境負荷の低減を進めていく必要がある。

構造物は長寿命化を進め、新築の建築物を最先端の低環境負荷にしていくこと、より環境負荷の少ない交通システムを目指すことはもとより、気候変動対策やヒートアイランド対策などの環境対策と都市政策を融合し、環境負荷の少ない都市構造に向けて、あらゆる都市政策を活用し、計画・事業化する段階から、都市づくりのルールとして多様な環境配慮を組み込んでいくことが重要である。

都市づくり自体が様々な都市活動の基盤であり、都市構造が持続可能なものとなっていなければ、その器の中で行われる都市活動はそもそも制約を負ったものにならざるを得ない。その意味で、持続可能な都市づくりは、環境対応の社会経済への内在化そのものといえる。

○ 持続可能な都市像の共有化

持続可能な都市、すなわち、自然環境との調和を保ちつつ、省資源、省エネルギー型の社会システムの中で、安定的な経済活動が営まれ、また社会的な公平性が確保され、人々が健康で安全に、かつ快適に生活することのできる都市とは、東京において具体的にどのようなものか。広大な東京においてその都市像を単一に描き出すのは不可能である。

しかし、様々な都市づくりの場面において、環境負荷を低くすること、汚染が改善されていることは共通の要素であり、加えて、東京全体として環境容量を損なわないことも重要である。

さらに、地域の特性・文化を継承し、その特質を活かした都市づくりを進めることも欠かせない要素である。歴史文化や、自然環境・生態系など、地域ごとの特性に根ざした都市像が、その他の環境側面と融合して共有され、その実

現を目指すことも、持続可能な都市づくりの重要な側面である。地域ごとの特色を豊かに持ちつつ、環境配慮を内在化する都市こそ、魅力的で持続可能な都市の姿と考える。

○土地利用、市街地整備（都市開発）などにおける環境配慮

都市開発等においては、まず土地利用自体が自然環境など非都市的土地利用※との共存を損なわないものでなければならない。東京に残された緑地や農地などを保全・再生すること、また、市街地内での自然環境が回復・再生されることは、豊かな都市環境を形成するために必要である。また、公共交通網の利用促進策を講じることで、自動車交通量の発生をできるだけ低いレベルに抑えていくこと、公共交通を考慮して土地利用・開発を計画していくことも重要である。

建築物については、長寿命建築であること、断熱や設備などの性能が、エネルギー消費・CO₂排出を低いレベルに抑えるものであることなどが求められる、また、再生可能エネルギーの利用や、自然エネルギーのパッシブ利用、

◇グリーンビルディング◇

様々な環境側面に配慮した建築物のことを、環境にやさしい建物という意味でグリーンビルディングと称する。近年、アメリカのLEED、イギリスにおけるBREEAM、日本におけるCASBEEなど、世界各国で、建築物の環境側面の性能（いわゆるグリーンスペック）を評価する指標やシステムが開発され、各地に広まっている。東京都の建築物環境計画書制度もそうした潮流の一環であり、市場を活用して、環境配慮の進んだグリーンビルディングの普及を図る取組である。環境に良い建築物がより高く評価される市場、建築におけるグリーン市場の形成を目指している。

グリーンビルディングを、環境配慮のための装置（設備）を重装備する、高性能な建物とだけ定義するのは、持続可能な都市づくりの観点からはあまり好ましくない。自然環境に溶け込み、街の微気候に考慮し、自然エネルギーをパッシブ利用するといった必ずしも高度な技術に頼らない建物も含んだ広い概念としてとらえ、地域の特性にあった様々な環境配慮の建築形態が考えられることが持続的な都市にとって重要である。

水をはじめ資源の循環への寄与もこれからの建築には、重要な要素といえる。

このような環境に配慮した建物（グリーンビルディング）が、交通や自然地開発について十分配慮された土地利用のもとに増えていくことが、持続可能な都市の形成につながる。

○都市基盤整備（道路、鉄道、河川、上下水道、排熱利用の熱源ネットワーク、再生可能エネルギー供給施設など）

道路、鉄道、上下水道などの都市基盤施設は、低環境負荷の都市づくりを支える役割を果たす。

現在、東京の道路ネットワークにおいては、日常的に渋滞が発生する路線も多く、エネルギー効率の低下を招いているとともに、大気汚染や騒音振動など、都市住民の生活の質に関わる環境側面における課題も大きい。道路ネットワークの整備や立体交差化等の事業を推進することにより、渋滞の緩和を図り、自動車平均旅行速度の向上を図っているが、同時に、TDM（交通需要マネジメント）対策を総合的に推進することにより、その効果が十分に発揮されるようにすることが重要である。

一方、東京は世界でもトップクラスの公共交通ネットワークを有する都市であるが、更に公共交通の利用促進に向けた施策を講じることにより、誰もが快適に利用でき、環境負荷の少ない移動環境が実現するとともに、自動車からのモーダルシフト※も促される。

従来、都市基盤整備は、社会経済的なメリットを生み出すとともに、環境の汚染やエネルギー消費量の増大の一因ともなってきた。また、整備・工事期間の環境影響、その後の影響などを十分に検討し、環境への著しい影響を低減する対策が求められており、これを促す仕組みとして導入された環境アセスメント（環境影響評価）制度を活用していく。

さらに、近年では自然環境の回復や再生など、環境への好影響を積極的に付加していくことも

※ 非都市的土地利用：土地利用の中で、農地や、森林・原野など、市街地では通常稀な土地利用のこと。

※ モーダルシフト：輸送手段を変更する意味であるが、環境政策の分野では、より環境負荷の小さい交通手段に切り替える対策の総称（主としてCO₂、その他の排出ガスの抑制のために自動車による輸送から鉄道や船舶輸送に転換することを指す。）

重要となっている。河川改修や護岸工事で生物多様性に寄与するような自然型のものを採用する、道路における緑化や熱環境への配慮、水処理センターにおける未利用エネルギーの回収など、回復や再生といった環境側面へのプラスの影響、付加価値は、一層追求されるべきである。

加えて、再生可能エネルギー供給施設や未利用エネルギー・排熱利用などを含めた地域エネルギー施設のように、環境対策を目的とした新たな都市基盤整備も積極的に進めていくことが重要である。

(2) 事業活動、都民の日常生活における環境配慮

一般の事業者及び都民、NPO、行政などあらゆる主体の活動が、都市環境に大きな影響を与えており、それぞれの行動に基本ルールとして環境配慮を組み込んでいくかどうか、将来の都市環境の質を大きく左右するという重要性を認識した上で、積極的な取組を行うことが求められている。

○事業活動における環境配慮

事業活動による環境負荷は大きく、現在までも様々な規制などにより汚染物質の排出抑制や廃棄物の適正な処理などが進められている。今後は、これらの規制基準の遵守はもとより、その環境に与える影響を認識し、より環境配慮の取組を伸展かつ充実させることが必要となっている。

近年、企業の環境に対する取組は、CSR活動としての環境に対する取組やISOの取得・自主行動計画の策定など、環境負荷低減への関心が高まる中で広がりを見せているが、これをさらに広げていくとともに、より高い環境行動への取組を進めていくことが重要である。

○地域活動、日常生活（住居等建物利用、移動、消費、生活スタイルなど）における環境配慮

我々は、日常の生活において資源やエネルギーを大量に消費しており、環境に対して大きな負荷を与えている。一人ひとりの消費者としての行動が、事業活動の方向を誘導し、事業活動

からの環境負荷にも影響を与えていく。

すべての人間が環境破壊の被害者であると同時に加害者であることから目を背けてはならない。環境という器を失ったとき、我々の生活基盤も失われること、自らの行動が直接・間接的に環境に負荷を与えているという現実を見据え、その一步を踏み出し、行動しなければならない。

資源を大量に消費する物にあふれた生活、どこでも自動車を使用する生活が本当に快適で利便性が高いのか、真の快適性・利便性とは何か、ライフスタイルのあり方を含め、新しい価値観を創っていく必要がある。真に快適で人に優しい都市は、環境にも優しい都市となり、魅力ある都市、持続可能な都市として大きく発展していくこととなる。

4 都政のあらゆる施策における環境配慮の内在化（環境施策とその他の都施策との融合）

環境配慮を社会の基本的ルールとしていくために、まずは、都政のあらゆる施策において、環境配慮を内在化し、環境施策とその他の施策を融合していくことが重要である。

環境基本条例は、都の施策策定・実施に当たっては環境基本計画と整合を図るとしており、基本計画における目標の明確化や環境施策の展開は当然のことながら、都政のあらゆる施策においても、本計画に示された考え方にに基づき、環境に十分配慮して取り組んでいかなければならない。

特に、都市開発、景観・防災など、都市づくりに関わる施策・事業においては、その計画の中に環境目標や環境配慮の方針を明確化するなどの対応が必要である。既に、地区整備のガイドライン等でこうした取組が進んでいる例があるが、さらに全般的な展開を図っていく。

配慮の指針（別表）

I 都市づくりにおける配慮の指針

「都市づくりにおける配慮の指針」は、民間及び公共の事業者が都市づくりに当たって、計画策定や事業実施の際に配慮すべき事項を指針として示すもので、都市づくり全般を対象とする「共通配慮事項」、東京の各ゾーンごとに示す「地域別配慮の指針」、事業の種類別に示す「事業別配慮の指針」で構成される。

この指針は、都市づくりに関わる様々な主体が、環境に配慮した持続可能な都市づくりを推進していく上で配慮すべき主な事項を列挙しており、いわば都市づくりの環境配慮を点検するチェックリストとしての機能を果たす。

また、環境アセスメント制度等においても活用していく。

1 都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項

以下の「都市づくりにおける配慮の指針－共通配慮事項」では、都市づくり全般を対象とした共通の配慮事項、その指針を示している。

配慮項目は、東京都環境基本計画の章立て・内容に合わせて設定しており、後掲する「地域別配慮の指針」、「事業別配慮の指針」とあわせて活用するよう、構成されている。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
人類・生物の生存基盤の確保 エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ◆エネルギー使用を削減し、低エネルギー化を図る ◆省エネルギーを進める ◆自然エネルギーのパッシブ利用を進める ◆再生可能エネルギーの施設・設備を導入する ◆再生可能エネルギーを利用する ◆未利用エネルギーを活用する ◆温室効果ガス（CO₂及びその他のガス）の削減を図る 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市づくりに当たっては、エネルギー使用、CO₂排出量が少なくなるような都市構造を目指す。スプロールを抑制するとともに、公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 ・都市開発に当たっては、形態、規模を検討し、建物用途別の熱需要の特質に合わせた効率的なエネルギー利用の計画を検討して最適利用を進め、低エネルギー化を図る。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫し、高い断熱性能を確保して、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、高効率機器の導入、部分負荷への適切な対応を進めるとともに、適切な計量・計測機器を設置する。 ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化し、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 ・エネルギー使用を削減した上で、更に必要なエネルギーについては、域外で作られるものも含めて、再生可能エネルギーによるものを優先して利用する。 ・地域の特性を考え、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのパッシブ利用に努める。 ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用に努める。 ・未利用のエネルギー源（清掃工場、下水処理施設、変電所、地下鉄等）についての調査を行い、未利用エネルギーの活用に努める。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・上記のような再生可能エネルギーや未利用エネルギーの活用等を推進するためにも、熱や電気の地域供給システムなどを検討し、地域における面的なエネルギーの最適化を図る。 ・再開発等に当たっては、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
人類・生物の生存基盤の確保	<ul style="list-style-type: none"> ◆公共交通機関の利用促進 ◆自動車利用の抑制 ◆物流の効率化 ◆環境負荷の少ない自動車使用 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通の便を考慮した土地利用を促進する。 ・都市開発等に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。 ・自動車の効率的な利用が可能となるよう、共同利用のための施設設置などの対策に努める。 ・地域の特性に応じて駐車場の設置を計画する。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆資源の循環利用 ◆廃棄物の発生抑制、適正処理 ◆資源・副産物のリサイクルや再生資材の利用促進 	<ul style="list-style-type: none"> ・建築物の計画に当たっては、長寿命化を考え、耐久性の高い資材や工法を用いる。 ・機能劣化を避けるため、改修への柔軟な対応を可能にする工夫や、スペースにゆとりを持たせるなど、可変性の高い仕様の採用に努める。 ・資材等は循環利用可能な資材を使用する。 ・再生資材を積極的に活用する。 ・建設時の副産物については、徹底的に分別し、可能な限り再利用を進める。 ・仮設の施設等は再利用ができるような資材の選択、構造、利用の仕組みを考えて計画する。

配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止・低減 <ul style="list-style-type: none"> ◆自動車による大気汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・PM・NOx、VOC対策 ・高濃度汚染地域の解消 ◆工場・事業場などによる大気汚染対策 <ul style="list-style-type: none"> ・PM・NOx、VOC対策など ◆アスベストの飛散防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量が增大するような土地利用、都市開発に当たっては、自動車利用の抑制を図るとともに、大気汚染の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 ・開発、建築側で可能な交通需要マネジメントに取り組む（駐車場マネジメント、自転車利用の環境整備、物流効率化のための施設整備など）。 ・建設等工事期間においては、資材運搬車両、建設機械などの排出ガスによる汚染を抑制する。また工期の短縮、建設作業者の通勤等における自動車利用の抑制などを進める。 ・工場・事業場等の建設や改修に当たっては、大気汚染物質による周辺への影響を防止する対策を講じる。 ・屋外塗装を行う場合は、大気汚染物質のひとつである揮発性有機化合物（VOC）の排出を抑制するため、「低VOC塗料」などを用いた低VOC塗装を行う。 ・ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる施設・機器を設置する際には、排出のより少ない（加えてCO₂の排出も少ない）、環境性能の高い機器の導入を図る。 ・建設等工事に伴う粉じんの発生を抑制するとともに、建物の解体・改修に当たっては成形板を含むアスベスト建材について、アスベストの調査と最適な飛散防止対策を行う。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁などによる環境リスクの低減 <ul style="list-style-type: none"> ◆化学物質の適正管理とリスクコミュニケーション ◆適切な土壌汚染対策 ◆環境中への放出・漏出の防止 	<ul style="list-style-type: none"> ・工場・事業場等の建設や改修に当たっては、VOCをはじめとした化学物質の排出削減や環境リスクの低減を図る設備を導入するとともに、化学物質の使用状況や環境影響について、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る。 ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を行う。 ・有害物質による土壌汚染の発生を未然に防止する対策を講じる。 ・建設発生土を埋め立て工事等に用いる場合は、供用後の土地利用計画を勘案した上で、法令基準を満足するよう十分に留意する。 ・下水道の未普及地域においては、下水処理計画・能力に応じた開発計画を前提とする。必要な地域では合併浄化槽の整備を行う。 ・建設等工事期間においては、排水に汚染物質が混濁しないよう管理する。
	廃棄物の適正処理 <ul style="list-style-type: none"> ◆廃棄物の適正処理 ◆不法投棄対策 	<ul style="list-style-type: none"> ・建設廃棄物を適正処理する。
	騒音・振動、風害、電波障害、光害 <ul style="list-style-type: none"> ◆騒音・振動対策 <ul style="list-style-type: none"> 自動車、建設機械、工事車両 ◆悪臭対策 <ul style="list-style-type: none"> ビルピット等 ◆周辺地域への日照障害、電波障害、光害等の配慮 ◆風害と同時に風の道への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車の発生集中交通量が增大する土地利用、都市開発等については、自動車利用の抑制を図るとともに、騒音・振動等の影響に配慮し、立地・施設計画を立てる。 ・建設工事等に伴い発生する騒音・振動を抑制する工法を採用するとともに、工事用車両台数の抑制などを進める。 ・ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 ・土地利用や都市開発に当たっては、周辺環境を十分に調査検討し、周辺地域の様々な環境影響に配慮して、施設の立地を考える。また、影響をより少なくするよう計画する。 ・風については、風害だけでなく、風通しなど地域の微気候に配慮する。

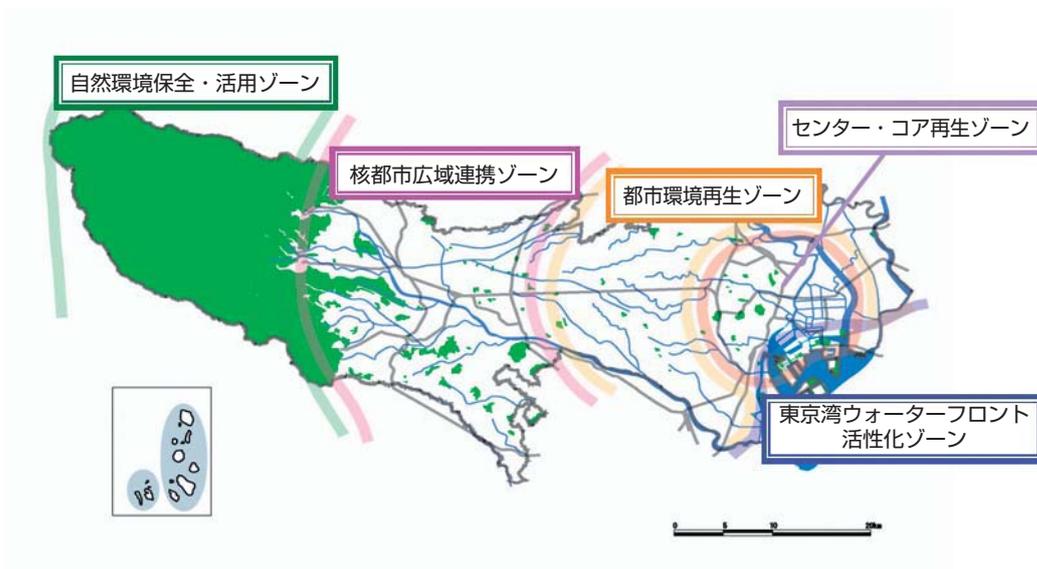
配慮項目	共通配慮事項	都市づくりにおける配慮及びその手法など
より快適で質の高い都市環境の創出	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存緑地の保全 ◆新たな緑の創出 ◆緑と水のネットワークの創出 ◆水辺環境の整備 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地、自然地のあるところでは、できる限り保全する。開発に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのままの保全が無理な場合でも、移植を検討するなど、既存の自然地の確保を図る。伐採が必要となる場合には、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できるだけ周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域の様々な主体が利用、鑑賞できるよう努める。 ・川や運河を活かしたまちづくりを推進する。河川などの周辺では、水系を軸とした水と緑のネットワークにつながるよう、緑化や水辺の整備を進めるとともに、水辺へのアクセスの確保に努める。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆雨水浸透による地下水の涵養 ◆水の循環利用 ◆水資源の有効活用 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域特性に合わせて、積極的に雨水の浸透を進めるとともに、下水再生水、循環利用水や雨水の利用を進めるなど、水循環の回復を図る。 ・水資源の使用を最小とするよう施設を計画する。 ・水質に応じた水の有効利用を考える。 ・再生水利用を積極的に行う。そのための施設整備を進める。 ・雨水利用のための施設を整備し、活用する。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆地域の微気候への配慮 ◆排熱の抑制 ◆緑化 ◆被覆対策 ◆風の道への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・都市開発等に当たっては、地域の微気候を十分検討し、風通しや日射の確保・遮蔽を考えた施設立地、計画を立てる。 ・開発における排熱のレベルを極力抑制する。排熱量の多い地域（熱環境マップ（P84）参照）においては、特段の配慮を行う。 ・緑化を積極的に進める。人工地盤上や壁面の緑化、駐車場などの空間の緑化も積極的に進める。 ・舗装の種類に配慮し、保水性のある舗装や蓄熱の少ない舗装の使用に努める。 ・また、歩行者空間の快適性を考え、緑陰や庇（ひさし）を作る、舗装の種類を考える、適度な風通しを確保するなどの対策を取る。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆既存の自然地の保全 ◆連続性の確保 	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の自然地・緑地の多い丘陵地や山地では、その最大限の保全を図る。 ・特に丘陵地は、地形上からも既存の自然地の保全が重要であるが、一方で、開発が進行しているところも多く、雑木林や谷戸などの自然地を確保することが必要であり、特段の配慮を行う。 ・周辺の緑との連続性に配慮して緑地等の保全・創出を図り、緑のネットワーク化を進める。新たな植栽を行うところでは、周辺地域の植生にも配慮して植栽種を選定する。 ・山地・丘陵地とも、適切に維持管理を行い、自然環境の保全を図る。維持管理に課題がある森林においては、その適正化を図るとともに森林再生等の対策を講じていく。 ・人が自然と触れ合う場を確保するとともに、森林・緑地の利活用や維持管理に際して、様々な主体の参加を促し、より緑が身近な存在となるような方策を取る。
	<ul style="list-style-type: none"> ◆景観への配慮 ◆歴史的・文化的遺産への配慮 	<ul style="list-style-type: none"> ・景観に配慮して都市開発等を行う。開発に当たっては、広域的な景観、周辺の市街地、及び自然環境の景観に配慮する。特に建物の配置や形態、スカイライン、色彩などを考えるとともに、周辺の緑との連続性を確保するなどの措置を取る。 ・特に、東京都景観計画に定められた景観基本軸、景観形成特別地区、一般地域においては、大規模建築物を建設する際に、景観計画に基づき、景観に配慮した計画とする。 ・歴史的・文化的遺産が存在するところでは、開発に当たって、それらの適切な保全等を図る。

2 地域別配慮の指針

「東京の新しい都市づくりビジョン」(2001年10月)における東京全体のゾーン区分により、それぞれの地域の特性を踏まえて、「都市づくりにおける配慮の指針—共通配慮事項」に加え、当該地域において特に配慮すべき点を、「地域別配慮の指針」として示す。

ゾーン区分

- センター・コア再生ゾーン
- 東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン
- 都市環境再生ゾーン
- 核都市広域連携ゾーン
- 自然環境保全・活用ゾーン



共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

センター・コア再生ゾーン

<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">地域の特徴と課題</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・商業・業務の集積が進んだ地域であると同時に、古くからの住宅地など特色のある地域で構成されている。江戸時代から開発が進み、急速に成長したことから、古い都市構造の上に、街が形成されてきている。 ・都心居住促進による中高層住宅の供給の伸びから、このエリアの居住人口は増加傾向にある。一方、就業人口は、漸減している。 ・複合的な土地利用により、柔軟に変化し発展してきたが、一方で用途混在は、住環境の質に影響を与える面もあり、デメリットを抑えてミックスユースの魅力をより活かしていく必要がある。 ・都心等での再開発、大規模跡地での新たな拠点開発が進んでいる。都心などの老朽オフィス等の適切な更新、都市の機能更新を進めることが課題となっている。地域環境の特性を活かした開発や改修等が必要となっている。 ・エリア北部や東部に分布する木造住宅密集地域では、オープンスペースの創出をはじめとして、住環境の課題解決が待たれている。 ・世界に誇れる公共交通網が充実しているが、自動車交通量は多く渋滞もある。自動車排出ガスによる大気汚染は、対策の進行により緩和されているが、局地的な大気汚染や、騒音などの公害対策は依然として課題として残っている。 ・都心部を中心に皇居や公園などの大規模な緑があるものの、開発の進行で、全体としては市街地の緑は減少しており、新たな公園緑地整備や、建物敷地、建物上の緑化など、一層の緑の創出が必要である。また、緑の質が課題となっており、既存の緑地や樹木の保全を強化すること、緑や水をネットワーク化し、より効果的な緑環境を作っていくことが必要である。開発や建築に際して質の高い緑を創出していくことが重要となっている。 ・隅田川、神田川等、多くの河川や運河、また、暗きょ化した中小河川や運河などもあり、水質改善や河岸の緑化、水辺へのアクセス、積極的に水景を活かした施設など、水に親しめる水辺空間の創出が課題となっている。 ・市街化の進行で、地表面が建築物やアスファルト等の舗装で覆われるとともに、エネルギー使用の増大で人工排熱が増加し、熱環境を改善する風の動きも阻害されることが多く、熱帯夜が増加するなどのヒートアイランド現象が進行している。地域の微気候や熱環境に配慮した都市や建築のあり方が課題となっている。 ・歴史的・文化的な環境資源の活用や地域性あふれる良好な景観の形成が課題となっている。 ・センター・コアエリアは、多くの特色ある地域で構成されていることから、エリアを一様に考えずに、その歴史的・文化的特質や自然環境、土地利用を把握し、地域の特性を十分に活かした環境整備を進めることが必要である。 		
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">主な配慮事項</p>	<p>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・開発や建築など、都市更新の時期に合わせて、よりエネルギー効率の良い都市構造や建物へと更新していくことで、センター・コア全体のエネルギー使用、CO₂の排出量を削減していく。 ・開発等に当たっては、都市開発によるCO₂排出量や自動車交通量の低減を図る。拠点開発等を効率的に進めることで、エネルギー効率の良い都市構造としていく。 ・建物の利用に当たっては、エネルギーに十分配慮してその削減を図る。
	<p style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">人類・生物の生存基盤の確保</p>	<p>環境負荷の少ない交通</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・今後も大規模な都市開発が進行することから、高度に発達した公共交通網を十分活かして、自動車交通量に過度に依存しないよう計画する。
		<p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・共通事項を中心に配慮を進める。

センター・コア再生ゾーン

健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	・都市開発に当たっては、発生する自動車発生交通量の増大に留意する。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の適正処理	・共通事項を中心に配慮を進める。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	・共通事項を中心に配慮を進める。
主な配慮事項 より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・寺社や宅地内の緑など、地域内に残された緑をできる限り保全する。 ・開発や建築を行うときに、できるだけ多く、敷地内緑化、屋上、壁面緑化などを行い、失われつつある市街地の緑の増加を図る。 ・特に緑の少ないエリア北部や東部の木造住宅密集地域では、積極的に緑化を推進する。 ・運河や小河川の再整備、河川緑化を進めるとともに、街づくりの重要な要素として水辺空間の活用を図るため、親水性のある水辺空間やレクリエーションの場などの創出に努める。
	水循環の保全・再生	・西新宿や汐留などの広域循環供給地域の大規模開発等では、下水再生水の利用を進める。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・現にヒートアイランド現象が顕在化、深刻化している地域であることから、共通配慮事項にあるような対策を、積極的に推進する。 ・ヒートアイランド対策推進エリアでは集中的な対策を進める。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的、文化的な建造物や町並み、水辺や緑の豊かな住宅地などを活かした都市づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。 ・都心や副都心の業務集積、問屋街、大学などの文教地区、古くからの住宅地、また神田川軸、隅田川軸などの景観基本軸などの地域特性に応じた景観の維持・形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

東京湾ウォーターフロント活性化ゾーン

地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・広域交通インフラを備え、東京の交通・物流の拠点となっている。また、物流・供給処理施設、工場等の産業集積がある。 ・都心に近接している利便性とオープンな空間の快適性、大規模敷地の存在等による整備のしやすさなどから、展示、ショールーム、アミューズメント等の機能も集積、新しい都市空間としての利用が進んでいる。 ・特に、臨海副都心、豊洲晴海地区、港・品川臨海地区を中心に都心に近接する業務・商業と住宅の整備が進んでいる。 ・海や河川等の自然環境を活かし、風力発電や太陽光発電などの再生可能エネルギーが導入されるなど、「環境」をコンセプトとした街づくりが進んでいる。 ・広域交通網や物流施設等の集積により、大気環境の改善の必要性は高い。近年、都心に近いことから住宅の立地が増加しているため、大気環境の改善が課題となっている。 ・河川や海域の水質改善は足踏み状態で、東京湾は富栄養化による赤潮や貧酸素水塊などの問題を抱えている。また、水辺へのアクセスや連続した緑化空間の確保など、水辺環境整備の課題が残されている。
----------	--

人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・臨海エリアは、空間のゆとりや、未利用エネルギーの存在など、再生可能エネルギーを導入しやすいという地域特性がある。こうした立地の特性を活かし、太陽光・熱や風力などの再生可能エネルギー、下水や河川の温度差を利用したヒートポンプ、廃棄物発電や下水の熱利用など、未利用エネルギーの積極的活用を図る。
	環境負荷の少ない交通	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・共通事項を中心に配慮を進める。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	・幹線道路や物流施設などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。また、住宅等の配置に配慮する。 ・停泊中の船舶からの大気汚染の低減の取組を図る。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・共通事項を中心に配慮を進める。
	廃棄物の適正処理	・共通事項を中心に配慮を進める。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	・このエリアでは、エネルギー対策として太陽光利用が進んでいるため、特にそれらの施設への日照障害に配慮する。
	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	・近自然型ブロックや石組みを採用した親水型護岸や、浅場、浜辺を整備するとともに水辺を連続的に緑化するなど、人が自然に親しめる場所の整備を図る。 ・水辺の構築物は、水辺空間を活かすように、水辺を遮へいしないようにする。また、水辺へのアクセス確保を極力図る。 ・開発や建設に当たっては、既存の物流などの土地利用との緩衝帯として緑地等の整備に努める。 ・海上公園等、臨海エリアの特色を活かした公園・緑地の整備に努める。
より快適で質の高い環境の創出	水循環の保全・再生	・共通事項を中心に配慮を進める。
	ヒートアイランド現象の緩和	・水辺に特有な風環境を活かしてヒートアイランド対策を進める。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・海や河川といった自然特性やレインボーブリッジなどランドマークとなる構築物を活かした景観形成を図る。 ・水辺の構築物は、水辺を意識したデザインとし、水辺側の緑化を図る。 ・お台場や歴史的な港湾施設、歴史的建築物など、歴史的・文化的環境資源を活かした都市づくりを進め、地域に特有な景観形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

都市環境再生ゾーン										
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ・荒川、隅田川沿いに木造密集地域が広がり、中小工場が集積し、住工混在の地域も多い。防災性の向上とともに、少ない市街地の緑を増やすことなど、快適な住環境整備が課題となっている。 ・南西部では、主として住宅地が形成されており、特に、環状八号線周辺には、田園調布、成城学園など、伝統ある良好な住宅地が存在する。 ・環状六号線と七号線の間には、木造住宅密集地域が広がり、防災性の向上、緑化の推進などが課題となっている。 ・環状七号線や八号線をはじめ、幹線道路沿道地域では、大気汚染や騒音・振動など、自動車交通公害の防止・緩和が課題となっている。 ・東北部地域、環状八号線周辺の北部と南部など区部周辺部には、農地が残存しており、こうした市街地に残された農地を保全して緑豊かな住環境を維持・形成していくことが求められている。 ・荒川、隅田川、江戸川等の主要河川を抱えている。水質は改善傾向にあり、テラスや緩傾斜堤防等による水辺の整備も進んできているが、一層の水質改善や緑豊かな水辺環境整備が課題となっている。 ・神田川をはじめ、中小河川があり、河川の水質浄化や水量の確保、親しめる水辺の保全・創出が課題となっている。河川整備と一体となった街づくりや、防災性の向上、歴史的な下町の町並みやにぎわい、文化的資源を活かした街づくりを進めることが課題となっている。 ・農地や緑地等が残る緑が豊かな地域であっても、開発等に伴う緑の減少が進み、その保全が必要となっている。また木造密集地域などでは緑が少なく、景観や防災等の観点からも、身近な自然やオープンスペースの確保が求められている。 									
主な配慮事項	人類・生物の生存基盤の確保	<table border="1"> <tr> <td>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td>環境負荷の少ない交通</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> </table>	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	環境負荷の少ない交通	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・ 共通事項を中心に配慮を進める。		
	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	環境負荷の少ない交通	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	健康で安全な生活環境の確保	<table border="1"> <tr> <td>大気汚染の防止、低減</td> <td>・ 幹線道路などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。</td> </tr> <tr> <td>化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td>廃棄物の適正処理</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> <tr> <td>騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住宅環境を確保するため、日照確保、影響防止に努める。 ・ 荒川、隅田川周辺などに広がる住工混在地域においては、住宅部分への日照障害に配慮する。 </td> </tr> </table>	大気汚染の防止、低減	・ 幹線道路などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	廃棄物の適正処理	・ 共通事項を中心に配慮を進める。	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住宅環境を確保するため、日照確保、影響防止に努める。 ・ 荒川、隅田川周辺などに広がる住工混在地域においては、住宅部分への日照障害に配慮する。
	大気汚染の防止、低減	・ 幹線道路などによる大型貨物をはじめとする自動車に起因する大気汚染等の影響を低減するため、緩衝緑地帯の設置などに努める。								
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	廃棄物の適正処理	・ 共通事項を中心に配慮を進める。								
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ 良好な住宅環境を確保するため、日照確保、影響防止に努める。 ・ 荒川、隅田川周辺などに広がる住工混在地域においては、住宅部分への日照障害に配慮する。 								
	より快適で質の高い環境の創出	<table border="1"> <tr> <td>市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生</td> <td> <ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に残る緑地をできる限り保全する。 ・ 地域に残る農地について、生産緑地制度はじめ、さまざまな手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を活かした街づくりを進める。 ・ 崖線や河川沿いに残る湧水<small>ゆづ</small>を保全するとともに、その連続性を確保し、身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 ・ 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 </td> </tr> <tr> <td>水循環の保全・再生</td> <td>・ 共通事項を中心に配慮を進める。</td> </tr> </table>	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に残る緑地をできる限り保全する。 ・ 地域に残る農地について、生産緑地制度はじめ、さまざまな手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を活かした街づくりを進める。 ・ 崖線や河川沿いに残る湧水<small>ゆづ</small>を保全するとともに、その連続性を確保し、身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 ・ 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 	水循環の保全・再生	・ 共通事項を中心に配慮を進める。				
市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 地域内に残る緑地をできる限り保全する。 ・ 地域に残る農地について、生産緑地制度はじめ、さまざまな手法を導入して、農地の保全に努めるとともに、農地を活かした街づくりを進める。 ・ 崖線や河川沿いに残る湧水<small>ゆづ</small>を保全するとともに、その連続性を確保し、身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 ・ 中小河川における身近な水辺環境の復元や清流復活を進め、良好な水辺環境を形成する。 									
水循環の保全・再生	・ 共通事項を中心に配慮を進める。									

主な配慮事項	より快適で質の高い環境の創出	<p>ヒートアイランド現象の緩和</p> <ul style="list-style-type: none"> ・東部の河川沿い、多摩川沿いの地域では、海からの風や、河川沿いの風の通り道を確保するように、風害にも配慮しつつ、構築物や緑の配置・規模を検討する。 ・今後ヒートアイランド現象が深刻化するおそれのある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。 <p>景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</p> <ul style="list-style-type: none"> ・江戸東京の歴史と文化を伝える建造物や町並みと、河川や運河・水路を活かした街づくりを進め、地域特有の景観の保全に努める。 ・隅田川や神田川、国分寺崖線軸^{がし}などを中心に自然景観、都市景観の形成を図る。 ・寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを活かした景観形成を図る。
--------	----------------	--

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

核都市広域連携ゾーン	
主な配慮事項	<p>地域の特徴と課題</p> <ul style="list-style-type: none"> ●東部 <ul style="list-style-type: none"> ・住宅、商業・業務、工場など多様な土地利用がされているが、下水道、公共交通機関などの都市基盤の整備が課題となっている地域もある。 ・多摩川、玉川上水、国分寺崖線^{がし}など、貴重な水辺と自然が残されている。エリア内に点在する雑木林、屋敷林、野川の清流、崖線の緑や湧水^{ゆうすい}などが武蔵野特有の風景を作り出している。 ・市街地内に農地が残されており、緑豊かな住宅地を形成している。 ・残された緑の保全と、水と緑のネットワークの形成を図ることが課題となっている。 ●北部 <ul style="list-style-type: none"> ・狭山丘陵の南側や五日市街道の周辺には、農地が多く残っている。 ・立川は核都市として再開発等が進み、業務、商業の集積が進んでいる。 ・市街地に接する丘陵地などでは、開発計画が進みつつあり、良好な自然環境を保全することが課題となっている。 ・残された農地を活かして、農住が調和した街づくりが求められている。 ●南部 <ul style="list-style-type: none"> ・市街地は、早くから産業都市として発展した地域と、昭和40年代以降に宅地として開発された地域とから構成される。 ・大学や研究機関、先端産業の立地が進んでいる一方で、下水道や公共交通機関など都市基盤の整備が課題となっている。 ・三浦半島に連なる丘陵には鶴見川等の源流があり、豊かな緑が残っているところも多い。良好な自然環境の保全と活用を図ることが課題となっている。
	<p>人類・生物の生存基盤の確保</p> <p>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項を中心に配慮を進める。
	<p>環境負荷の少ない交通</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項を中心に配慮を進める。 <p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通事項を中心に配慮を進める。

健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの大気汚染物質の排出を抑制し、周辺への影響を防止する。 採石場等と運搬車両などからの大気汚染の防止に努める。 	
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 新たな先端産業工場や研究施設の立地に当たっては、有害化学物質による汚染の未然防止措置を講じる。 採石場等からの水質汚濁等の防止に努める。 下水道の普及や高度処理を推進するとともに、下水道整備計画がない地域などにおいては、窒素・燐除去型の合併処理浄化槽などの設置を進め、生活排水の処理を徹底する。 	
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。 	
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 工場・事業場からの騒音・振動等の周辺への影響低減を図る。 	
主な配慮事項	より快適で質の高い環境の創出	自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 道路や河川の整備に合わせて、つながりのある緑を創出していく。 崖線や河川沿いに残る湧水を保全し、その連続性を確保していく。身近な自然との触れ合いの場として活用を図る。 河川沿いの緑化や隣接する公園緑地等との一体的整備を進める。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用により、生物の生息環境や自然景観の保全と回復に努める。 市街地に残された雑木林や農地の保全に努める。 丘陵地の谷戸や雑木林などの緑を保全、回復し、豊かな自然環境を確保していく。 丘陵地では、新規の開発を可能な限り避ける。ただし例外的に開発を行う場合には、計画的に行い、まとまりとつながりのある形で緑を保全する。
		水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
		ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> 既に市街化が進行している地域では、共通事項に挙げる対策を積極的に推進する。 河川沿いの地域では、河川沿いの風の通り道を確保するなど、風害にも配慮しつつ、風環境を活かした構築物や緑の配置・規模を検討する。 今後、ヒートアイランド現象が深刻化するおそれがある地域であることから、既存の緑の保全など、予防策を講じていく。
		景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> 玉川上水・神田川軸、国分寺崖線軸、丘陵地などを中心に、自然環境を活かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを活かした景観形成を図る。

共通配慮事項に加えて、以下の点に特に配慮する。

自然環境保全・活用ゾーン	
地域の特徴と課題	<ul style="list-style-type: none"> ●多摩西部地域 <ul style="list-style-type: none"> 東京の西部に位置し、豊かな自然環境が残る地域で、都民の大切な水源地ともなっている。 標高1,000mを超える雲取山などの山々には、貴重な自然林が残るほか、多くの動植物が生息し、生育している。 起伏に富んだ地形、渓谷があり、豊かな自然環境を有している。 森林の再生や野生動植物の保護管理に努めつつ、恵まれた自然環境を活かしながら、豊かな自然と共生する地域の形成が課題となっている。

<p>地域の特徴と課題</p>	<p>●島しょ地域</p> <ul style="list-style-type: none"> 富士箱根伊豆国立公園、小笠原国立公園を含む地域である。また、我が国の領海の約12%を占める海域を抱え、火山と特有の気候条件で形成された地形と植生を有する、大小の島々からなる豊かな自然に恵まれた地域である。 貴重な自然環境の保全と、観光などによる持続可能な活用との調和が課題となっている。 	
<p>人類・生物の生存基盤の確保</p>	<p>エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制</p>	<ul style="list-style-type: none"> 施設等の整備に当たっては、エネルギー使用を最小とするように計画する。特に、自然環境の豊かな立地特性を活かし、自然エネルギーのパッシブ及びアクティブ利用、また、地域特性を踏まえたバイオマス利用など、再生可能エネルギーの導入を積極的に進め、自立的なエネルギー環境を目指す。
<p>環境負荷の少ない交通</p>		<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
<p>廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進</p>		<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
<p>健康で安全な生活環境の確保</p>	<p>大気汚染の防止、低減</p>	<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
<p>化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減</p>		<ul style="list-style-type: none"> 公共下水道や特定環境保全公共下水道等の整備、窒素・磷除去型の合併処理浄化槽などの設置により、水源地域の湖や河川の水質を保全する。 島しょ地域では、生活排水による海洋の水質汚濁を防止するため、下水道の整備又は合併処理浄化槽の設置を行う。
<p>廃棄物の適正処理</p>		<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
<p>騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減</p>		<ul style="list-style-type: none"> 共通事項を中心に配慮を進める。
<p>主な配慮事項</p>	<p>自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ブナ、ツガ等の自然林の保全に努め、貴重な野生動物の生息環境や植物の生育環境の保全を図る。 荒廃した森林については、間伐等により再生を図る。 農地や林地の保全に努める。 河川改修に当たっては、多自然型工法の採用などにより、水質浄化能力の保持と生物の生息環境の保全を図る。 施設等の整備に当たっては、自然環境に与える影響を最小限にとどめる。 島しょ地域に特有な海洋性気候や火山などに由来する自然環境を、極力保全する。 自然保護と観光との調和を図るため、自然地の適正な管理・利用の誘導を行う。 農林水産業等による自然環境の活用にあたっては、自然環境に影響を及ぼさないよう、十分な配慮を行う。 豊かな自然環境を活かし、自然と触れ合い、親しむ場の確保に努める。
<p>より快適で質の高い環境の創出</p>	<p>水循環の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> 水源のかん養と災害の防止のための育林や造林などを計画的に推進する。 島しょ地域では特に、固有の野生動植物の保護と、その生育・生息環境の保全に努める。
<p>ヒートアイランド現象の緩和</p>		<ul style="list-style-type: none"> 地域の緑等が有するクールスポットとしての機能の維持に努める。
<p>景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</p>		<ul style="list-style-type: none"> 山地や丘陵地、島しょなどを中心に、豊かな自然環境を活かした景観形成を図る。 寺社、史跡などの歴史的文化的な建造物や遺構などの保全に努めるとともに、それらを活かした景観形成を図る。

3 事業別配慮の指針

都市づくりにかかわる事業を整理し、交通系施設整備事業、商業・業務系施設整備事業などの様々な事業について、種類ごとの特性を踏まえ、事業が環境に及ぼす影響をできる限り小さくするための配慮事項の主な内容を示す。

■ 分類

	分類	例
1	交通系施設整備	道路の新設又は改築 鉄道、軌道又はモノレールの建設又は改良 飛行場の設置又は変更
2	河川・運河等整備	ダム、湖沼水位調節施設若しくは放水路の新築又はせきの新築若しくは改築 護岸・堤防などの設置又は改築
3	商業・業務系施設整備	高層建築物の新築 市街地再開発事業 新都市基盤整備事業 自動車駐車場の設置又は変更 卸売市場の設置又は変更
4	集合住宅・住宅団地等整備	住宅団地の新設 高層建築物の新築
5	工場系施設整備	工場の設置又は変更
6	土地造成事業	宅地造成・建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成（他に掲げるもの以外） 土地区画整理事業 新住宅市街地開発事業 住宅街区整備事業 工業団地造成事業 流通業務団地造成事業
7	廃棄物処理施設・終末処理施設の整備	廃棄物処理施設の設置又は変更 終末処理施設の設置又は変更
8	エネルギー供給施設整備	発電所又は送電線路の設置又は変更 ガス製造所の設置又は変更 石油パイプライン又は石油貯蔵所の設置又は変更
9	埋立・港湾整備	埋立て、ふ頭の新設など
10	レクリエーション施設等整備	第二種特定工作物（野球場、陸上競技場、遊園地、墓苑等）の設置又は変更
11	採石事業等	土石の採取又は鉱物の採掘

配慮の指針【事業別】

前掲の共通配慮事項について十分配慮を行うとともに、次のようなことに留意して配慮を進めていく。

1 交通系施設整備		
配慮項目	主な配慮事項	
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> 道路の街路灯やその他の施設においては、省エネルギー型の街路灯を導入するなど、エネルギー使用、温室効果ガス排出量の抑制に努める。 鉄道・軌道、モノレールの整備に当たっては、省エネルギー型車両の導入、駅舎・車内の照明・冷暖房への省エネルギー型機器の使用などにより、省エネルギーに努める。また、電力使用に当たっては、再生可能エネルギーの利用に努める。 飛行場の設置、整備等に当たっては、施設内でのエネルギー消費が最小になるよう計画するとともに、施設利用者が公共交通を利用しやすいよう計画する。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> 道路ネットワークの整備に当たっては、交通流が円滑になるよう、また同時に交通が集中しないように計画する。 各施設の整備に当たっては、公共交通の利用促進、自動車交通量の抑制につながるよう計画する。また、道路整備、改修に当たっては、幅員に応じて、極力自転車道の整備を図る。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> 施設や舗装、車両等の長寿命化、長期使用を図る。 再生砕石をはじめとする再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材を積極的に使用する。 資材のリサイクル率の向上等により、省資源化を図り、廃棄物の削減を図る。 施設等における廃棄物の発生をできる限り抑える。施設等で使用する資源の循環利用を図りやすいよう計画する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 道路のルートや構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への大気汚染に十分配慮する。 道路の地下化を選択する際には、排出されるNOx、SPM等の低減対策の導入に努める。 道路の整備に当たっては、可能な限り、植樹帯・環境施設帯の設置、低騒音舗装の実施、道路緑化、遮音壁の設置などを行う。 自動車の走行に伴う大気汚染の低減に努める。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を講じる。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> 資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> 道路や鉄道のルートや構造を選定する際には、走行に伴う周辺地域への騒音・振動の防止に十分配慮する。 道路の整備に当たっては、可能な限り、植樹帯・環境施設帯の設置、低騒音舗装の実施、道路緑化、遮音壁の設置などを行う。 自動車の走行に伴う騒音・振動の低減に努める。 空港の整備、飛行ルートの設定に当たっては、周辺地域への騒音等の防止に十分配慮する。 鉄道の整備に当たっては、低騒音車両の導入やロングレール化、遮音壁の設置などの対策を図り、騒音・振動の低減に努める。 ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 高架や建築物等を建設する場合は、周辺地域に日照障害及び風害を及ぼさないよう配慮する。 高架や建築物等により、電波障害が生じる場合には対策を講じる。 高架や建築物の外壁の素材や塗装、また屋外照明等について配慮し、周辺に光害を及ぼさないよう努める。 特に、住宅地に対する影響に配慮する。

より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／ 自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ ルートの選定に当たっては、自然地を可能な限り避けて計画し、自然環境への影響を最小限にするよう努める。 ・ 道路や鉄軌道敷地、空港敷地を、極力緑化する（敷地内の空地、沿道、中央分離帯、緩衝帯、^の法面など）。特に環境軸等に位置づけられている道路等は積極的な緑化を行う。 ・ 構造物を整備する場合は、その構造物上や壁面などでの緑化について、維持管理や効果を検討し、緑化に努める。 ・ 貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・ 水辺に近接する場合には、水辺への影響を極力抑えるとともに、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の整備や、水辺における緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ トンネル等、地下構造物の建設に当たっては、地下水脈への影響に配慮する。 ・ 整備に当たっては、人工的な被覆部分を極力減らし、雨水浸透を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・ 建築物等を整備する場合には、風の流れや日射の状況等、地域の微気候に配慮する。 ・ 緑化を推進し、緑陰の確保や、蒸散作用が発揮されるようにする。 ・ 保水性舗装や遮熱性舗装の実施、駐車場や鉄道敷の芝生化など、熱環境を緩和する地表面被覆の使用に努める。 ・ 歩行者空間については、特にその快適性に配慮して対策を講じる。 ・ 特にヒートアイランド対策推進エリア内では、上記の対策を積極的に行う。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・ 東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・ 工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・ 工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。 	

2 河川・運河等整備		
配慮項目	主な配慮事項	
生存基盤の確保 人類・生物の	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用・温室効果ガス排出を伴う施設等の整備に当たっては、その使用、排出が最小になるよう、計画する。 ・必要なエネルギーについては、極力再生可能エネルギーの活用を図る。
	環境負荷の少ない交通	_____
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材を積極的に使用する。 ・資材のリサイクル率の向上等により、省資源化を図り、廃棄物の削減を図る。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	_____
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を講じる。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	_____
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・運河等の整備・改修に当たっては、緑を保全・創出するとともに、水と緑のネットワークの形成を図る。 ・水生生物や水辺生物が生息しやすい護岸、水深、河床構造等を採用するとともに、必要なところでは魚道を整備するなど、生物の生息空間の確保に努める。 ・河川が環境の保全に果たす多様な機能に着目し、多自然川づくりを進める。 ・親水性の高い護岸の整備に努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川水量の回復に努める。浸透性が高く、植栽可能な護岸とするなど、水循環の再生を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・川沿いの風の通り道に配慮して整備を行う。 ・河川の熱環境緩和作用を活用するため、水辺の緑化に努める。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・河川・運河は、景観形成上重要な場所であり、景観基本軸はもとより、一般地域においても、水辺の特性を活かして、景観形成に努める。
工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。 	

3 商業・業務系施設整備、4 集合住宅・住宅団地等整備、5 工場系施設整備、10 レクリエーション施設整備

配慮項目		主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保	人類・生物の生存基盤の確保 エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、規模を検討し、建物用途別の熱需要の特質に合わせた効率的なエネルギー利用の計画を検討し、最適利用を進める。工場等における生産工程でのエネルギー使用についても、同様に最小化していく。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・地域の特性を考え、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのバンプ利用を図る。 ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用を図る。 ・当該地及び周辺に未利用のエネルギー源（清掃工場、下水処理施設、変電所、地下鉄等）がないかを調べ、未利用エネルギーの活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫し、高い断熱性能を確保して、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、高効率機器の導入、部分負荷への適切な対応、適切な計量・計測機器を設置する。 ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化し、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 ・ノンフロン断熱材を積極的に使用する。 ・解体を伴う場合には、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画に当たっては、公共交通の便を考慮するとともに、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・施設計画等において人の流れを計画する際は、公共交通の利用を促進するよう努める。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。 ・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。共同利用のための施設や電気自動車への充電設備など、先進的な対策に取り組む。 ・地域の特性に応じて駐車場の設置を計画する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。 ・施設等における廃棄物の発生をできる限り抑える。施設等で使用する資源の循環利用が図りやすいように計画する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車への依存を抑制するため、なるべく公共交通機関が利用できる場所での立地を選択する。 ・施設による発生集中交通量を予測し、その影響について検討する。影響が大きい場合には、その業務形態や施設の内容等を再検討する。（特に商業業務施設） ・駐車場の整備計画やアクセス路等を十分検討し、近隣への影響を防止するよう努める。なお、地下駐車場の整備に当たっては排気口の位置や高さに配慮する。 ・施設の稼働に伴う大気汚染による周辺地域への影響が極力少なくなるよう配慮する。 ・施設の利用者や就業者等が公共交通や自転車を使用しやすいような施設の整備に努める。

健康で安全な生活環境の確保	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、適切な土壌汚染対策を講じる。 ・ディスプレイの設置に当たっては、下水道への負担のかからない処理施設を設ける（主として住宅用途）。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適正な構造とする。 ・周辺地域の土地利用や地域特性に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。住宅団地における日照の確保に努める。 ・高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への風害に配慮する。 ・高層建築物の建設に当たっては、周辺地域への電波障害に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に対する影響に配慮する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要となる場合には、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域のさまざまな主体が利用、鑑賞できるよう検討する。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した空調システムの採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。
	工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

6 土地造成事業		
配慮項目		主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	_____
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・立地・計画に当たっては、公共交通の便を考慮するとともに、自動車の発生集中交通を検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・公共交通を最大限に活かして人や物の流れを計画し、自動車利用を抑制する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・減量・再利用などによる建設副産物の削減・再資源化を図る
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	_____
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用に努めても、なお処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	_____
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのままの保全が無理な場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要になる場合は、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・事業に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域のさまざまな主体が利用、鑑賞できるように検討する。 ・水辺に近接する場合には、水辺へのアクセスを確保するよう努める。 ・土工量は、最小限にするとともに、造成法面は極力緑化する。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・整備に当たっては、緑地を確保するなど、人工的な被覆部分を極力減らし、雨水浸透を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化面積を極力増やす。 ・風の通り道に配慮した基盤整備に努める。
	景観形成歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性を活かし、周辺の景観との調和に努める。 ・自然地の保存や緑地の確保により良好な景観形成を図る。
工事期間中の配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

7 廃棄物処理施設・終末処理施設整備	
配慮項目	主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保 エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・形態、規模を検討し、建物用途別の熱需要の特質に合わせた効率的なエネルギー利用の計画を検討し、最適利用を進める。処理工程でのエネルギー使用についても、同様に最小化していく。エネルギー源の選択に当たっては、エネルギーの特質に応じた有効利用（カスケード利用）を図る。 ・地域の特性を考え、自然の光や風、熱をそのまま活用する自然エネルギーのバンプ利用を図る。 ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫し、高い断熱性能を確保して、熱負荷の低減を図る。 ・設備の設計に当たっては、高効率機器の導入、部分負荷への適切な対応、適切な計量・計測機器を設置する。 ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化し、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。 ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画の作成を行う。 ・焼却熱や下水熱の利用による発電、地域冷暖房や公共施設等への熱供給など、周囲の施設等への供給を含め、エネルギーの有効利用を図る。 ・ノンフロン断熱材を積極的に使用する。 ・解体を伴う場合には、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。
環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、搬出入等のための自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、搬出入、運搬等の自動車使用の効率化を図れるような施設計画とする。
廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。
健康で安全な生活環境の確保 大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・公共交通網、周辺道路の整備状況等、周辺の交通事情に合わせ、周辺への交通負荷をなるべく少なくするよう計画する。 ・施設による発生集中交通量を予測し、その影響について検討する。影響が大きい場合には、その業務形態や施設の内容等を再検討する。 ・自動車使用や施設の稼働に伴う大気汚染物質の排出を極力削減するとともに周辺地域への影響を防止する。
化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。 ・汚水処理の適正化を図り、施設からの排水等による水質汚濁を防止する。
廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・煙突などの施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。

		<ul style="list-style-type: none"> ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要になる場合は、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域の様々な主体が利用できるよう検討する。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	水循環の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。 ・下水処理水の有効利用を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した空調システムの採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性を活かし、周辺の景観との調和に努める。 ・自然地の保存や緑地の確保により、良好な景観形成を図る。
	工事期間中の配慮	<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

8 エネルギー供給施設整備		
配慮項目	主な配慮事項	
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・太陽エネルギー（光、熱）や地中熱、地域特性を踏まえたバイオマス資源の活用や排熱等の未利用エネルギーなど、多様なエネルギー源を有効に活用する。 ・エネルギーの特質に応じた供給を行う。 ・エネルギーの地域供給システムを検討し、面的なエネルギーの最適化を図る。 ・効率の優れた機器や設備を導入する。 ・施設自体を維持管理するためのエネルギー使用についても、建物の特性や熱需要の特性を考慮して、最適かつ効率化を図る。 ・従来利用されていない未利用エネルギーが発生する場合など、当該地及び周辺に供給が可能かを調べ、積極的な活用を図る。 ・熱需要の異なる建物用途がある場合、建物排熱の有効利用を図る。 ・より効率的なエネルギー供給に向け、計画の作成を行うとともに、計量、計測を行ってモニタリングを行い、その結果を活かしていく。 ・ノンフロン断熱材を積極的に使用する。 ・解体を伴う場合には、建築物の解体時に断熱材フロンの分別回収に努め、温室効果ガスの削減を図る。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・自動車を利用する場合には、効率的な利用が可能となるよう、対策を立てる。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・再生資材や、リサイクルの可能な資材など、環境への負荷の少ない資材の使用に努める。 ・建築物の長寿命化、長期使用に努め、省資源を図り、廃棄物の削減を図る。 ・建設副産物のリサイクルに努める。 ・施設等における廃棄物の発生をできる限り抑える。施設等で使用する資源の循環利用が図りやすいように計画する。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・供給設備機器の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・資源の再利用に努めても、なお廃棄処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や自動車使用に伴う騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・施設による電波や風への影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。

	<p>市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／ 自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。 ・整備に当たっては、既存の緑地、樹木ができるだけ残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植を検討するなど、自然地の確保を図る。 ・既存の樹木の伐採が必要になる場合は、代償措置として可能な限り緑の再生、回復を図る。 ・開発等に合わせて、できる限り周辺の緑と水のネットワークを創出していく。そのために、植栽・水の配置、樹種等を検討して緑を保全・創出する。 ・緑地等の確保に当たっては、できる限り地域のさまざまな主体が利用、鑑賞できるように検討する。 ・貴重な生物の生息環境を改変したり、分断しないように配慮する。 ・緑化等により、身近な生物の生息空間を確保するよう努める。 ・水辺に近接する場合には、豊かな水辺空間の創出を図るため、水辺の緑地の保全・創出を図る。また、水辺へのアクセスを確保するよう努める。
	<p>水循環の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・地形の特性に応じて、雨水の貯留、浸透を行う（浸透面の確保又は浸透トレンチや浸透ますなどの浸透施設の設置）。 ・トイレ洗浄水や環境用水等に、下水再生水や循環利用水、雨水の利用を進める。
	<p>ヒートアイランド現象の緩和</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・大気中への排熱を抑制するため、熱の有効利用に努める。 ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑化（敷地内緑化、屋上緑化、壁面緑化等）を積極的に進める。 ・ヒートアイランド対策に適した建材や、塗料等の使用に努める。 ・ヒートアイランド対策に配慮した空調システムの採用に努める。 ・風の通り道に配慮して建物、緑地等の配置を計画する。
	<p>景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性を活かし、周辺の景観との調和に努める。
<p>工事期間中の配慮</p>		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

9 埋立・港湾整備		
配慮項目		主な配慮事項
人類・生物の生存基盤の確保	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	<ul style="list-style-type: none"> ・エネルギー使用・温室効果ガス排出を伴う施設等の整備に当たっては、その使用、排出が最小になるよう、計画する。 ・必要なエネルギーについては、極力再生可能エネルギーの活用を図る。
	環境負荷の少ない交通	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の立地・計画に当たっては、自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。 ・荷捌き場や、建物内・外の物流動線の確保など、物流の効率化が図れるような施設計画とする。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	<ul style="list-style-type: none"> ・減量・再利用などによる副産物の削減・再資源化を図る。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・施設の稼働に伴う、大気汚染の発生を防止する。 ・停泊中の船舶からの大気汚染の低減の取組を図る。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・土壌汚染の有無を調査し、汚染が判明した場合には、土壌汚染対策を実施する。 ・埋立て等による海域、海流の変化により水質汚濁が生じることを防止する。 ・施設の稼働に伴う、水質汚濁の発生を防止する。
	廃棄物の適正処理	<ul style="list-style-type: none"> ・再利用に努めても、なお処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺地域の土地利用に合わせ、施設の稼働や運搬車両による騒音や振動等による周辺地域への影響が極力少なくなるよう計画する。 ・悪臭による周辺への影響を防止する。 ・地域特性や周辺の土地利用に応じて、周辺への日照障害の防止に努める。 ・施設による電波や風の影響に配慮し、障害が生じた場合には対策を講じる。 ・外壁の素材や塗装、照明等に配慮し、周辺に光害を及ぼさないように配慮する。 ・特に、住宅地に影響を及ぼさないよう配慮する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・海辺の立地条件にあった緑化を行う。 ・埋立て等による海域や海流の変化により、生態系に影響を及ぼさないよう努める。 ・近自然型護岸などにより、水生生物や水辺生物の生息環境の整備に努める。
	水循環の保全・再生	—————
	ヒートアイランド現象の緩和	<ul style="list-style-type: none"> ・アスファルトやコンクリート等の舗装部分を極力減らし、保水性のある舗装を採用するよう努める。 ・緑地を極力、確保・創出する。
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	<ul style="list-style-type: none"> ・東京都景観計画に基づき、景観基本軸、景観形成特別地区はもとより、一般地域においても、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・歴史的、文化的遺産を極力保全し、また、景観として活かす。
工事期間中の配慮		<ul style="list-style-type: none"> ・工事に伴う大気汚染、水質汚濁、騒音・振動等の防止、及び温室効果ガスの削減に努める（低NOx型、低騒音型建設機械、低燃費型建設機械の使用など）。 ・工法や工期なども含め、温室効果ガスの排出量がより少ない手法の選択に努める。

11 採石事業等		
配慮項目		主な配慮事項
生存基盤の確保 人類・生物の	エネルギー使用の抑制・温室効果ガスの排出抑制	_____
	環境負荷の少ない交通	・自動車の発生集中交通を予測し、その影響について検討し、搬出入等のための自動車利用の効率化を図ることで、自動車使用がなるべく少なくなるよう計画する。
	廃棄物の発生抑制・リサイクルの推進	・減量・再利用などによる副産物の削減・再資源化を図る。
健康で安全な生活環境の確保	大気汚染の防止、低減	・周辺の土地利用に合わせ、採掘、破碎等に伴う粉じんの飛散や、大型車両の走行により発生する排ガス、粉じんなどが周辺環境に及ぼす影響を防止する。
	化学物質、土壌汚染、水質汚濁の防止、低減	・対象地から発生する土砂を伴った雨水及び濁水の貯留を適切に行い、河川への流出を防止する。 ・汚濁の原因となる土砂流出の防止に努める。
	廃棄物の適正処理	・再利用に努めても、なお処分が必要な場合は、責任を持って適正に処理する。
	騒音・振動、悪臭、日照障害、風害、電波障害、光害の防止、低減	・周辺の土地利用に合わせ、採掘や破碎、大型車両の走行に伴う騒音や振動の影響を防止する。
より快適で質の高い環境の創出	市街地における豊かな緑と水辺環境の創出／自然環境、生物多様性、生態系の保全・再生	・自然地をなるべく残せるように計画し、そのまま保全することができない場合でも、移植や付近の植生に考慮した植栽を行うなど、自然地の保全・回復を図る。また採掘後の残壁は極力小さくする。 ・貴重な生物の生息環境を改変、分断しないように配慮する。 ・周辺地域の生態系に配慮するため、周辺緑地との連続性を持つ、まとまった残留緑地等を確保する。 ・事業終了後は、周辺の自然環境と調和した植生の回復を図る。 ・樹木の移植や、表土の植栽用土への再利用等により、動植物の生息基盤の確保・保全を行うとともに、必要に応じて新たに動植物の生息・生育環境の創出を図る。 ・調整池はできる限り動植物の生息環境に配慮した形態とする。 ・施設の立地、計画に当たっては、既存の緑地等が存在する場合には、その現況を十分調べ、保全を検討する。
	水循環の保全・再生	・事業区域からの雨水等の流出による河川の洪水を防止する。 ・河川の源流域を保全するため、河川の流量の確保や湧水の保全を図る。
	ヒートアイランド現象の緩和	_____
	景観形成 歴史的・文化的遺産の保全・再生	・東京都景観計画に基づき、地域の特性に応じて景観形成に努める。 ・地域の特性や周辺環境の状況を踏まえ、地形に配慮し、採掘地域を設定する。 ・事業終了後は、早期緑化を行うことにより修景を図る。
工事期間中の配慮		_____

Ⅱ 事業活動、日常生活における配慮の指針

都市で行われるあらゆる事業活動や日常生活が、都市環境に大きな影響を与えており、各主体のあらゆる場面の行動に基本ルールとして環境配慮を組み込んでいくことが必要である。

各主体がこの指針を活用し、あらゆる活動の場面で環境に配慮した行動を自主的・自律的に実行していくことが求められる。

1 事業活動における配慮の指針

事業者が日々の事業活動を行っていく上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆事業活動でエネルギーを使用する際には

- 適正な冷暖房による電気の省エネ、節約を徹底する
 - ・冷暖房温度の設定を適正にする（クールビズ、ウォームビズの奨励）。
 - ・換気量を適正に管理する。
 - 夏期や冬期は、換気量を絞って、冷暖房負荷を低減する（CO₂濃度に留意）。
 - 中間期（春、秋）は、外気を取り入れて、冷暖房負荷を低減する。
 - 冬期の冷房は、外気を活用する（外気冷房）。
 - ・地下駐車場の換気は、間欠運転やスケジュール運転により、運転時間を短縮する（CO₂濃度に留意）。
 - ・自然通風を利用する。
 - ・始業時前の冷暖房のウォーミングアップ運転では、運転時間を短縮する。
 - ・空調機のフィルターをこまめに清掃する。
 - ・ブラインドを設置し適正に利用する。
- 適正な照度管理、照明の更新による節電を徹底する
 - ・照明を白熱球から電球形蛍光灯に交換する。
 - ・廊下等の照明の間引き、照明の不要な時間、場所では消灯する。
 - ・適正照度に減灯する（明るすぎる場所や窓際での減灯、消灯）。
 - ・自然光を利用する。
 - ・トイレ、非常階段等では人感センサーを設置する。
 - ・蛍光灯安定器をインバータ化する（Hf型蛍光灯への更新）。
 - ・水銀灯を高輝度ランプへ更新する（高圧ナトリウムランプやメタルハライドランプへ）。
- 熱源機器の適正な運転、更新による省エネを徹底する
 - ・低負荷時は冷凍機等の出口温度を緩和する。
 - ・ボイラーの空気比を適正に管理する（都市ガス13Aは空気比1.3以下が目安）。
 - ・蒸気バルブ等は保温材で断熱する。
 - ・熱源機器の効率（COP）を把握する。
 - ・熱源機器を、環境負荷の少ない高効率・省エネ型に切り替える。
 - 特に、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都の認定機器を導入する。
- 再生可能エネルギーを積極的に導入する
 - ・太陽光発電機器など、太陽エネルギー利用機器を設置・導入する。
 - ・グリーン電力証書を活用する。
- ◎省エネ窓口相談等の専門的知見を活用し、省エネ設備改修・設備運用の工夫による省エネ対策等に取り組む。

◆事業所等を設置、増改築するには

○温室効果ガスの排出を抑制する

- ・建築物の建設に当たっては、配置、形状、構造を工夫して、熱負荷の低減を図る。
- ・屋根・外壁等や開口部の断熱を強化する。
- ・熱源機器、照明器具などで、高効率機器を導入するとともに、インバータ制御や台数制御を導入して、部分負荷への適切な対応を行う。
- ・自然採光、自然通風の取り入れなど、自然エネルギーをそのまま活用するパッシブ利用を行う。
- ・太陽光発電、太陽熱・地中熱利用、地域特性を踏まえたバイオマス資源の利用など、再生可能エネルギーの導入を図る。
- ・周辺の未利用エネルギー源（清掃工場排熱、下水処理施設排熱、変電所排熱、地下鉄排熱など）を調査し、未利用エネルギーの活用を図る。
- ・建物からの排熱を回収して、暖房、給湯に活用する。
- ・適切な計量・計測機器の設置やBEMSの導入により、効率的な運用ができるようにする。
- ・省エネルギー性能に関する設計目標を明確化するとともに、竣工後の性能検証に関する計画を作成する。
- ・効率的な運用に向け、設計部門から管理・運用部門への適切な引継ぎとチューニング（省エネルギー性能が十分発揮されるような設備等の運用時の調整）の実施計画を作成する。
- ・建物躯体や配管等の長寿命化を図り、環境負荷のより少ない建築物とする。
- ・ノンフロン断熱材を使用する。
- ・冷凍空調機を破棄するときは、フロン回収登録業者に委託して、冷媒フロンの適切な回収・破壊を行う。
- ・建築物を買取、賃借するときは、省エネ性能を踏まえて建築物を評価・選択する。

○緑の保全と創出に努める

- ・新設、増改築により、自然環境、生態系に影響を及ぼさないよう、配置、構造等に配慮する。
- ・敷地内の緑の保全と創出に努める。
- ・屋上、壁面緑化など、緑の積極的な配置に努める。
- ・近隣への緑の配置に積極的に参加するなど、周辺の緑の保全と創出に努める。
- ・緑の保全・創出にあたっては、緑の連続性に配慮するとともに、量だけでなく質の確保にも配慮する。

○ヒートアイランド現象を抑制するため、人工排熱や風の道に配慮する

- ・建築設備からの人工排熱を抑制する。
- ・敷地と建築物の被覆対策、保水性能に配慮する。
- ・風環境に配慮した建築物・構造物の配置を検討する。

○騒音・振動、悪臭等に配慮する

- ・騒音・振動、悪臭を発生させない構造、配置等に努める。
- ・ビルピットを設置する場合は、悪臭の発生を防止するための適切な構造とする。
- ・近隣への日照障害、風の道を阻害しないよう配慮する。

○景観等に配慮する

◎都の「建築物環境配慮指針」を活用する。

◆事業活動に必要な物品を購入する際には

○環境に配慮した製品を購入する

- ・グリーン購入を推進する。
- ・リサイクル製品を購入する。
- ・リサイクル、リユースしやすい製品を購入する。
- ・長期間使用できる製品、部品交換や詰め替えなどが可能な製品を選択する。
- ・環境に配慮した事業活動を行っている事業者から購入する。

◆商品・サービスを製造、販売・提供する際には

○原料調達、輸送、製造、販売、消費、廃棄の各段階で、エネルギー・資源の消費を抑制し、その情報を消費者に提供するように努める。

○廃棄物の減量化及びリサイクルを図る

- ・長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を製造、販売する。
- ・再生材を使用するなど、原材料の調達に配慮する。
- ・容器包装の減量化に努める。
- ・包装の簡素化、消費者のマイバック持参を推奨する。

○工場・事業場等からの大気汚染物質（ばい煙、VOC等）の排出を抑制する

- ・環境負荷の少ない燃料使用、熱源システムへの転換を進める。
- ・ボイラーなどの大気汚染物質を発生させる機器を設置する際には、より環境性能の高い機器を選択する。特に、小型ボイラー等を設置、更新する際には、都の認定機器を導入する。
- ・都の「VOC対策ガイド」や「VOC対策アドバイザー」などを活用し、VOCの排出を抑制する。

○化学物質の環境中（大気、土壌、河川・地下水等）への放出・漏出を防止する

- ・化学物質の排出削減や環境リスクの低減を図る設備を導入するとともに、化学物質の使用状況や環境影響等について、地域住民等とのリスクコミュニケーションを図る。

○事業活動による水の使用を抑制するとともに、地下水等に配慮する

- ・節水機器の導入や、水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす。
- ・再生水の利用など、水の利活用を進める。
- ・地下水使用を抑制する。
- ・雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。

○周辺地域への騒音・振動、悪臭等に配慮する

- ・特に、深夜や早朝においては、騒音・振動を発生させる機器や自動車（配送車等）、拡声器等の使用を抑制するとともに、使用する場合には、周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- ・工場、事業所等における騒音・振動及び悪臭の発生源については、密閉性の高い建屋内に設置するなど周辺に影響を及ぼさない措置を講じる。
- ・ネオンや照明などは必要最小限にし、LEDや有機ELなど省エネ・高効率機器を使用する。

○地域住民等との情報の共有に努める

- ・地域住民等への積極的な情報提供に努める（リスクコミュニケーションや環境報告書など）。
- ・緊急時等には、住民及び地元自治体等に早期に適切に情報提供を行い、適切な対策を講じる。このため、日頃から地元自治体、住民との連携の強化に努める。

◆事業活動で自動車を利用するには

○営業活動などで移動する際には

- ・自動車利用を抑制し、公共交通機関の利用、徒歩や自転車利用を進める。
- ・遠距離出張などの際には、公共交通機関を利用するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。
- ・エコドライブを実践する。
- ・環境負荷の少ない自動車を使用する（ハイブリッド車、電気自動車など）。
- ・石油燃料以外のバイオ燃料などを積極的に使用する。

○商品等を配送するには

- ・共同配送や自家用車両の使用から営業用車両の使用への転換などによる高効率輸送を行う。
- ・荷捌き場の整備などにより、搬出入、運搬等の自動車使用の効率化、物流の効率化を行う。
- ・環境に配慮した自動車や燃料を使っている運送事業者などを積極的に選択する。
- ・ジャストインタイム、多頻度小口配送を見直し、必要最小限の自動車利用とする。

◆廃棄物を処理するには

○廃棄物を適正に処理する

- ・分別を徹底し、できるだけ再生利用、再資源化を考える。
- ・処理を処理業者に委託する場合には、適正処理に必要な費用を確保するとともに、委託業者による処分が適切に行われているか確認する。

◆その他（企業の環境貢献活動を推進する）

- ・地域の自然環境保全活動などに積極的に参加する（「東京グリーンシップ・アクション」や「都有地活用型緑地保全モデル事業」への参加など）。
- ・行政やNPO、地域住民との連携に努める。
- ・従業員への環境教育を進める。
- ・環境に関する情報の提供を積極的に行う（環境報告書の作成・公表など）。
- ・環境負荷を低減する技術開発を推進する（省エネルギー技術の開発、大気汚染対策技術の開発など）。

2 日常生活における配慮の指針

都民が日常生活を送る上で配慮すべき主な事項とその手段等を場面ごとに示す。

◆家庭で電気・ガス等を使う際には一省エネ・節電の徹底

～自然の風や光、太陽のあたたかさを、もっと身近に感じる暮らしへ～

○家庭で電気やガスを極力使わない

- ・エアコンやテレビ、照明などの家電製品の使用を抑える。使用する場合には、できるだけ電力使用量の少ない使い方（エアコンの温度設定、冷蔵庫の温度設定など）に努め、使わない時には、こまめに電源を切る。
 - ・台所、洗面所等で使うお湯の温度を控える。（食器洗浄機など設定がある場合を除く。）
 - ・家電製品を正しく使い、適切なメンテナンス（エアコンのフィルター清掃など）によりその性能を最大限引き出す。
 - ・照明を白熱球から蛍光灯に交換する。さらには、LED照明などより電力消費量の少ない機器を使用する。
 - ・家電製品を購入する（買い換える）時は、より省エネ・節電できる機器を購入する。その際には、販売店の店頭に表示されている省エネラベルなどを活用する。
- さらには、太陽熱温水機器など、太陽エネルギー利用機器の設置などに努める。
- ・冷暖房の効果を高めるため、カーテン、庇（ひさし）の活用や積極的な緑の配置等を行う。
 - ・省エネナビを設置して電力使用量を把握するなどにより、常にエネルギーの使用について意識し、省エネ、節電に努める。

○家庭で電気をつくる

- ・太陽光発電機器を設置して家庭の電力として使用し、余った電気を売却する。

◆買い物をし、消費する際には

～資源を大量に消費する物にあふれた生活から、必要最小限のものを大事に使うコンパクトな暮らしへ～

- ・長持ちする、リサイクルしやすい、廃棄したときに環境に負荷を与えにくい製品を購入する。
- ・リサイクル製品、リターナブル容器や詰め替え製品を選択する。
- ・ノンフロン製品を購入する。
- ・買い物には、マイバックを持参する。簡易包装を選び、過剰包装を求めない。
- ・地産地消により、より身近で生産された商品を購入する。
- ・環境に配慮した事業者の製品、サービスを優先的に選択する。
- ・使えなくなったもの、いらなくなったものの別の使い道、修理・リフォームを考える。
- ・ごみの分別を徹底し、リサイクル回収に参加する。

○家電製品を購入する（買い換える）際には

- ・より省エネ・節電できる機器を購入する。その際には、販売店の店頭に表示されている省エネラベルなどを活用する。さらには、太陽熱温水機器など、より環境性能の高い機器の設置に努める。

○自動車・燃料を選ぶ際には

- ・環境負荷の少ない自動車を購入する（ハイブリッド車、電気自動車など）。
- ・使用目的などに合わせ、よりコンパクトで燃費性能の良い自動車を選択する。
- ・石油燃料以外のバイオ燃料などを積極的に使用することに努める。

◆通勤・通学・買い物など、移動する際には

～自動車に依存せず、歩いて街を楽しむ暮らしへ～

- ・徒歩や自転車で移動する。
- ・電車やバスなどの公共交通機関を利用する。
- ・パークアンド・バスライドなどの取組を積極的に利用する。
- ・車を利用する場合には、エコドライブを実践する。
- ・カーナビやITなどの技術も活用し、渋滞を回避し、運転時間を減らす。(最短時間・距離で移動する。)

○旅行の際には

- ・公共交通機関を利用し、環境に優しい観光バスを利用するツアーなどを優先的に選択するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。

◆住宅を建築・改築、購入する際には

～自然に親しみ、自然の風や光、太陽のあたたかさを、もっと身近に感じる暮らしへ～

- ・高断熱・長寿命など、省エネ性能が高く、環境負荷のより少ない住宅を建築、選択する。
※マンションについては「マンション環境性能表示制度」も活用する。
- ・屋根・壁等の断熱の強化とともに、複層ガラスの採用など窓等の開口部の断熱性を高める。
- ・断熱材には、ノンフロン断熱材を積極的に使用する。
- ・高効率給湯器や電球形蛍光灯など高効率機器を導入する。
- ・太陽光発電機器等の設置など再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、自然採光や自然通風など自然エネルギーの積極的な利用を進める。
- ・隣家等への日照障害、風の道を阻害しないよう構造、配置等に配慮する。
- ・騒音・振動、悪臭を発生させない構造、配置等に努める。
- ・既存の樹木を保全し、庭などで樹木や草花を育てる。
- ・地域の景観などへの調和に配慮する。

◆余暇を楽しむ際には

～自然に親しみ、緑の保全、創出などにより環境保全に貢献する～

○旅行の際には

- ・移動手段の環境配慮を意識し、公共交通機関を利用する。さらには、環境に優しい観光バスを利用するツアーなどを優先的に選択するとともに、カーボンオフセットを行うことに努める。

○地域の緑や水辺環境に親しむ

- ・市民農園などを活用する。
- ・都市公園などに足を運び、緑に親しむ。

○自然と親しむライフスタイルを楽しむ

- ・自然公園や里山に足を運び、景観や自然の素晴らしさを体感するとともに、保全活動に参加する。
- ・御蔵島、小笠原諸島でのエコツーリズムに参加する。
- ・自然地に外来生物・植物を持ち込まない。

○自然を積極的に守る

- ・行政・企業等が行う保全活動・ボランティアに積極的に参加する。
- ・緑の東京募金などにより、緑づくりに参加する。

◆その他日常生活における環境配慮

○家庭から化学物質等を環境中に放出・漏出しない

- ・殺虫剤や農薬等の使用を抑制し、使用する場合には、より安全な製品を選択・使用するとともに、近隣にも配慮する。また、これらを廃棄する場合には適切な方法で処理する。

○水を大切にし、川や海を汚さない

- ・洗剤等の過剰使用を抑制する。
- ・油や残渣などが混ざった雑排水を抑制する。
- ・節水機器の導入や、水の使い方の工夫などにより、水の使用量を減らす。
- ・雨水の利用を進める。
- ・雨水浸透ますを設置し、雨水を地下に浸透させる。

○周辺地域、隣家等への騒音・振動、悪臭等に配慮する

- ・特に深夜や早朝において、周辺への影響を伴う自動車・オートバイ等の使用を控える。
- ・その他の、騒音・振動、悪臭による近隣への影響を発生させないように配慮する。
- ・照明等による近隣への光害に配慮する。

○環境への理解を深める

- ・行政や企業、環境NPO等が実施する環境教育、環境活動の場に積極的に参加するなど、環境について学び、体験・実践する。
- ・企業等が行う事業活動に係るリスクコミュニケーションに積極的に参加する。

第2節 環境に配慮するルールの確立及び実効ある取組の推進

配慮の指針では、都市を形成するあらゆる活動に内存化すべき環境配慮とその展開の重要かつ基本的な要素について示しているが、これをそれぞれの主体・活動においてルールとして確立し、実効ある取組を図っていくこと、さらには、各々の制度の中で、独自の視点により、更なる環境配慮の強化が図られていくことが重要である。

また、我々が直面している環境の危機を回避するためには、自発的な環境配慮行動の進展を待つだけではなく、直ちに行動を開始することが求められている。環境配慮を社会経済におけるルールとして飛躍させていくためには、規制的手法により、守るべき環境水準の設定と要求を行っていくこと、環境対策コストの市場内部化、市場メカニズムを通じて環境の価値向上を図る市場のグリーン化を促進していくことが不可欠である。

【環境配慮の強化の例】

■都市づくりにおける環境配慮の強化

- ・環境影響評価（アセスメント）制度、建築物環境計画書制度、その他都市開発に関連する様々な制度における環境配慮、公共事業における環境配慮

■事業活動における環境配慮の強化

- ・地球温暖化対策計画書制度、自動車環境管理計画書制度における環境配慮

■日常生活における環境配慮の強化

- ・カーボンマイナスムーブメントなど

■都施策における環境配慮の強化

- ・カーボンマイナス東京10年プロジェクト、緑の東京10年プロジェクトなど

1 規制的手法の活用

確実に環境方針を実現するためには、規制的手法は有効かつ効果的である。あらゆる場面において高水準・一律に基準を設定することは困難であるが、最低限確保すべき環境水準のルール化を図ることは不可欠であり、様々な場面、主体ごとの役割を考慮の上、必要な基準の設定と要求を行っていくことが必要である。

特に、市場のグリーン化に必要となる環境コストの顕在化及び市場への内部化のためには、規制的手法を導入して仕組みづくりを行っていく必要性が高い。また、環境性能を評価する基準の設定や、正確な環境情報を提供するなどの

基盤づくりは、すべての事業主体に対して一定のルールのもとに行うことが必要である。

2 環境対策コストの市場内部化

経済とは、そもそも地球の自然や資源を最適にやりくりして、人間と自然とが共存共栄できるように最適なものに求めていくものである。

しかしながら、現在直面している環境の危機は、このバランスが崩れ、人間の経済活動の与える影響が大きすぎるのが一因であると考えられる。

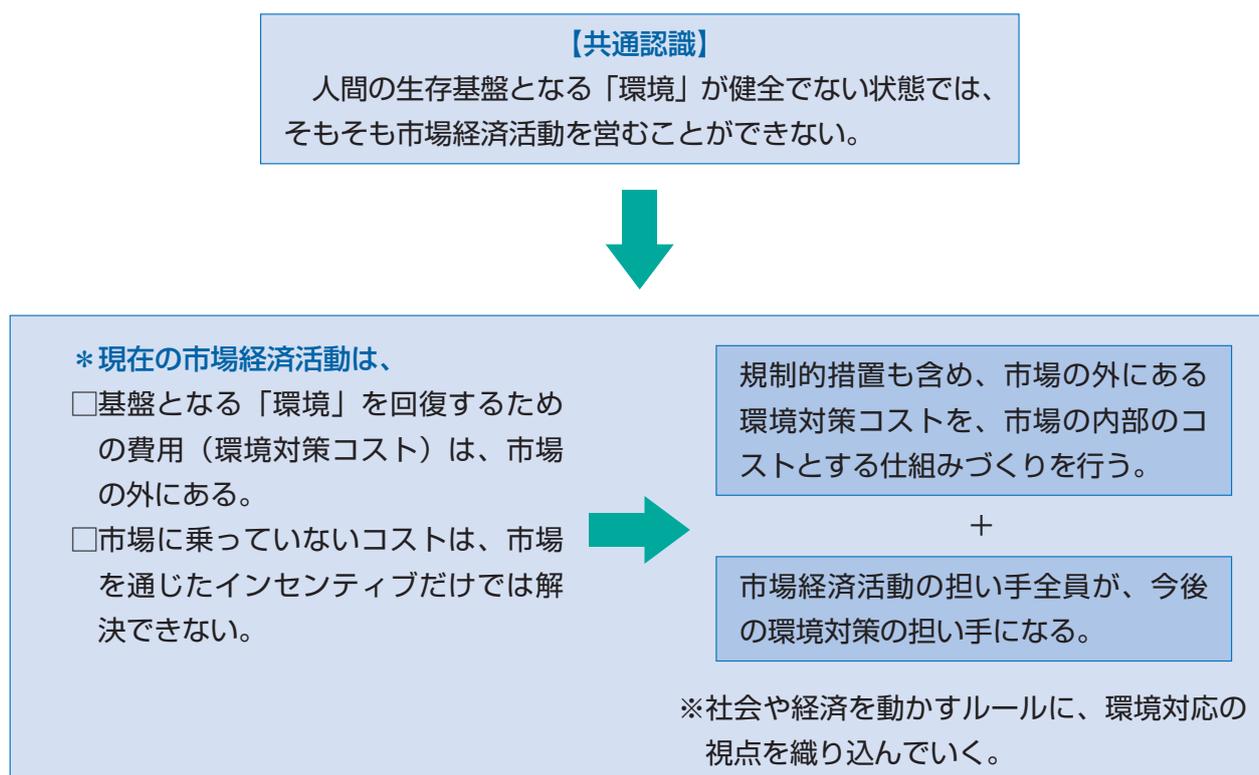
こうした状況を変えていくには、我々は、「人間の生存基盤となる『環境』が健全でない

状態では、そもそも市場経済活動を営むことすらできない」という共通の認識を改めて持つ必要がある。

そういう共通認識に立った上で現在の市場経済活動の状況を見ると、環境対策コストが市場外にあることが分かり、市場外のコストは市場を通じたインセンティブだけでは解決できないと言える。市場が効率的な関与を示さない場合には、その市場に働きかけ、最適な状態にして

いかなければならない。

このため、規制的措置も含め、市場外の環境対策コストを市場内部のコストとする仕組みづくりを行うこと、そして、市場経済活動の担い手全員が今後の環境対策の担い手になることが求められてくる。こうした措置を執ることで、社会や経済を動かすルールに環境対応の視点を織り込んでいくことができる。



○市場を活用した環境配慮の推進

環境への配慮を推進していくため、都市活動を動かす根幹の経済システムである市場を環境志向なものとしていくことで、経済のメカニズムを活用していくことが必要となっている。

あらゆる活動主体は消費行動を行い、消費は経済活動の大きな原動力である。現在でもグリーン購入（調達）をはじめ、環境配慮型と言うべき消費が形成されつつあるが、消費がグリーン化していくことに支えられて、生産・サービスのグリーン化も進行する。こうしたプロセスを活用してマーケットそのものを環境配慮型にしていくことが、環境配慮のルール化において

重要である。

市場を介した環境配慮を進めていくためには、正確な環境情報の提供と環境コストの顕在化が必要である。環境価値が明確に表示されるような基準やラベリングを検討し、消費選択の際の正確な情報の確保・提供を進めていく。

○高い環境価値を有するものに高い評価を付与する仕組みづくり

守るべき環境水準を向上させるとともに、より高いレベルを目指していくためには、積極的な環境対応がプラス評価されていく仕組みが必要である。さらに、その結果が社会経済面での

メリットと連動していくことが重要である。

そのための手段として、金利優遇や税制の活用など、環境配慮の度合いの高いもののコストを相対的に下げる方策を検討していくとともに、環境配慮の度合いの高いものを表彰するなど、高いコストに見合った満足が得られるような仕組みづくりを進めていく。

一方、環境配慮の度合いに一定の最低基準を設け、その最低基準以上のものが選択されていく仕組みづくり、規制的措置もあわせて行っていく。

こうしたことにより、貨幣全体が環境に良い方向に流通していく仕組みの構築が可能となり、社会や経済を動かすルールに環境配慮が内在化されていくことになる。

○金融機関等との効果的な連携

気候変動をはじめとする環境の危機を克服するためには、経済活動の血液ともいえる金融が、企業と個人の環境配慮行動を促進する経済的インセンティブとしての役割を一層高めていくことが不可欠である。

都は、金融市場からの資金調達手法として、「環境CBO」を新たに創設したが、今後も、金融機関に対し、中小企業や家庭のCO₂削減を促進・支援する金融商品の開発や、新たなファンドの創設等を促していく環境金融プロジェクトを推進していく。また、これらの新たなファイナンス手段や金融商品が、その効果をより一層発揮できる方策も検討していく。

さらに、金融機関が、融資残高や運用残高の一定割合を、再生可能エネルギーの利用拡大など、環境対策となるビジネスやプロジェクトに融資・投資していくなど、その経営方針の柱に「環境」の視点を盛り込んでいくよう求めている。

なお、都自らも、都内でも有数の資金運用機関として、そのお金の流れに環境配慮の視点を加えるとともに、都民一般に対する環境金融教育にも取り組んでいく。

○税制の活用について

経済的手法の活用として、税制の果たすべき役割は大きい。環境問題は都市生活と密接な関係を有する課題であるとともに、気候変動対策をはじめとする環境への取組とその効果は、広域的に、あらゆる主体に及ぶものである。都は独自の環境税制のあり方の検討を進めている^{*}が、本来、国が行うべき取組について、大都市東京が国に先駆け、他の自治体との連携も視野に入れた取組を図っていく意義は大きい。

また、税の減免による省エネ投資や設備導入の促進、課税による省エネ促進のインセンティブ効果、安定的な財源確保による中小企業部門・家庭部門支援策の強化など、税手法の適切な活用により、多くの施策効果が期待できる。

○ムーブメント

経済的手法をより有効に機能させていくためには、経済的リターンだけでなく、環境リターンや社会的リターンも強く求める社会意識、都民意識をさらに醸成していくことが重要である。

都は、環境施策を推進するための資金を、都民からの募金などにより集め、都民一人ひとりが環境づくりに主体的に参加することを促していくことや、行動による達成感が得られ、個々の努力の環境全体への貢献度が分かるような指標の作成などにより、都民が環境に配慮することで社会的満足が得られる仕組みを構築していく。

こうした意識の醸成により、環境対応に積極的な企業等の取組が更に積極的に評価・選択されることにもつなげていく。

また、都と民間企業等との連携や、地域でのモデル的プロジェクトの実施により、実現可能性・環境対応の意義を分かりやすく示すことで、企業や都民等を巻き込み、取組の拡大を促していく。

行政・企業共に環境配慮に関する情報やしくみを積極的に提供し、広範な都民、NPO、事業者等が参加するムーブメントとして進めていく。

^{*} 東京都税制調査会：2007年11月29日「平成19年度東京都税制調査会中間報告」。現在、2008年度の答申に向け検討中。

東京が、世界に誇れる持続可能な都市として発展していくためには、行政はもちろん、都民、企業、NPOなど、東京に集積するすべての主体が相互に連携を図りつつ、自主的かつ積極的に環境対策を進めていくことが必要であり、またそのような社会の仕組みを構築していくことが行政の最大の責務である。

都はこれまでも、先駆的な民間事業者やNPO等との連携プロジェクトの推進や、区市町村と連携した地域に根ざした環境対策、八都庁市の連携などによる広域的な取組などを積極的に進め、環境の危機への取組を進めてきた。今後は、地球規模で環境の危機を共有する世界の大都市との連携も含め、あらゆる分野、あらゆる主体のポテンシャルを最大限に引き出し、社会全体が環境保全に取り組むムーブメントを巻き起こす仕組みを構築していく。

第1節 都民、国民、世界の人々との連携・協働による取組の推進

1 再生可能エネルギー利用拡大などでの企業、NPO、都民との連携の仕組みづくり ～戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築～

都は、企業やNPO等を環境政策を進める重要なパートナーとしてとらえ、先進的な事業者等とともに、連携プロジェクトを進めてきた。

今後も、持続可能な都市の実現に向け、民間企業・NPO・都民など多くの主体との連携プ

ロジェクトを強化していくと同時に、各プロジェクトが有機的に結びつき、より大きな効果を生み出す連携プロジェクトパッケージにより、あらゆる主体のポテンシャルを最大限に引き出す仕組みを構築していく。

○再生可能エネルギーの利用拡大に向けたプロジェクト

市民出資や地域企業の協賛による再生可能エネルギーの導入など、市民・地域参加型のプロジェクト事業を進めていく。

図表3-2-1-1 再生可能エネルギーの利用拡大に向けた具体的な取組事例

市民出資による風力発電開発プロジェクト

適地における風力発電開発事業を、市民や地元企業、NPOなどと連携して支えていく。

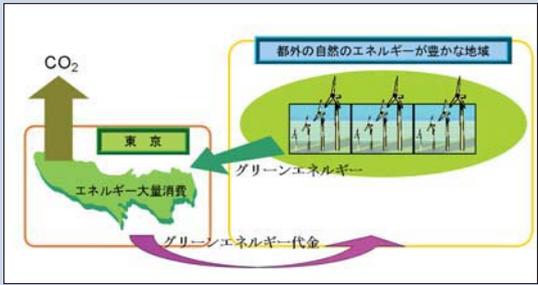


(参考) 日本初の市民風車「はまかぜちゃん」

総事業費の約8割が市民出資で賄われた「はまかぜちゃん」は、平成13年9月15日に北海道で運転開始

再生可能エネルギー地域間需給連携プロジェクト

東京都の再生可能エネルギーの需要と、国内の自然のエネルギーが豊かな地域での再生可能エネルギー供給を連携させることにより、需要と供給のバランスを図りながら再生可能エネルギーの拡大を図る。



太陽エネルギー利用拡大連携プロジェクト



100万kWの太陽エネルギーの導入を目指し、行政や太陽エネルギー関連企業、NGO、市民等が一体となり、それぞれの役割に応じた取組を実施していく。

エネルギーのグリーン購入拡大プロジェクト

エネルギーのグリーン購入を全国自治体等に広めていくための全国的なネットワークを2006年6月に発足。2008年2月末現在79団体が参加している。

同ネットワークとして、研修会の開催、グリーン電力証書の損金化の国への要望、東京国際フォーラムにおいて全国のグリーンエネルギーによる商品やサービスの紹介を実施している。

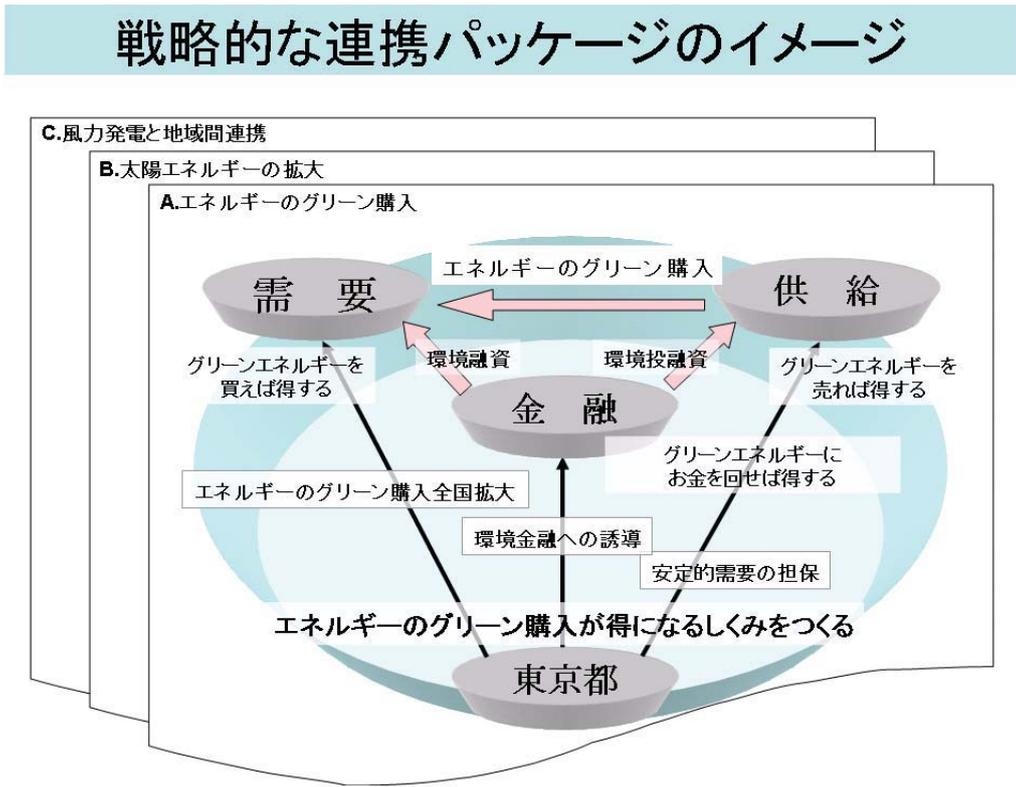


○戦略的な連携プロジェクトパッケージの構築

再生可能エネルギーの飛躍的な拡大を目指し、都は、市場を構成する需要側と供給側及び経済活動の血液ともいわれる金融機能に対し、再生可能エネルギー拡大施策などを同時に展開していく。

そうした施策をパッケージとすることで、相互により良い影響を与え、市場経済の好循環を生み出し、より高い実効性のある施策が期待できる。

図表3-2-1-2 戦略的な連携パッケージの仕組み



2 区市町村の主体的取組への支援と連携の強化

1260万人が居住し、1500万人もの昼間人口が集積・活動する巨大都市東京において、地域、家庭、個人単位でそれぞれの実情に応じた適切な対応を行い、意欲的な取組を引き出すしていくためには、地域、住民に最も近い自治体である区市町村の取組が重要である。

都の環境施策は、比較的大規模な事業者を対象とした規制や自主的対応を求めるものが主であるが、気候変動対策をはじめ、あらゆる主体が協力して進めなければ解決できない課題に関しては、大規模事業者だけではなく、中小規模事業者や家庭、個々の都民の協力が必須となる。

このため、都の環境施策も、よりきめ細やかに、中小規模事業者や家庭単位、個々の都民を対象とした施策にも重心を拡大していく。

これらの施策を進めていく際には、中小規模事業者や町内会などと密接な関係をもつ区市町村との協働が非常に重要である。

このため、区市町村の主体的取組を後押しすることで地域力を引き出し、都と区市町村が連携した施策展開を行い、地域に根ざした持続的な取組を浸透させていく。

また、区市町村においても、温室効果ガス削減に関する意欲的な目標や環境確保に関する独自条例の制定やルールづくりなど、地域の実態に即した積極的な環境施策の展開が図られている。

都は、このような区市町村における意欲的な取組に対して技術的、専門的分野をはじめとした必要な支援を行うとともに、広域的な観点から、情報連絡や自治体間の連携の促進にも十分配慮し、都と区市町村が一体となった取組を進めていく。

3 首都圏自治体など、他自治体との施策連携と国への働きかけ

○首都圏、全国レベルでの広域連携

環境問題は、他の大都市や道府県と共通するものが多く、また、住民や企業の社会的・経済的活動圏域が都県市の区域を越えている実態があることから、都県等の行政区域単位にとどまらず、より広域的に一体となって対策を実施していかなければ、抜本的な解決が困難な課題が多い。

より効果的な環境施策の展開を図るため、都が独自に施策を行うだけでなく、首都圏、さらには全国へと取組を拡大し、より高い施策効果を発揮できるよう広域的な連携を図っていく。

都はこれまで、ディーゼル車対策や産業廃棄物の不法投棄対策、気候変動対策など様々な分野で八都県市の連携などにより首都圏を視野に入れた施策を推進してきた。

今後も、新たな分野を含む多種多様な課題に迅速に対応できるよう、連携を強化していく。また、国等への働きかけや住民への情報発信・行動呼びかけ等の共同取組を進めるほか、新たな対策手法の検討・制度化など様々な場面での連携を図りながら、協働の取組を更に進めていく。

○国への働きかけ

気候変動への取組など、全国あらゆる地域での実施が求められる環境対策は、第一義的には国の責任において行われるべきものである。

しかしながら、国の取組が不十分である場合には、都民の生命・財産・健康を守るため、都自らが国に先駆けて対策を強化していかなければならない。

これは、東京だけにとどまらず、日本の首都

として、我が国の将来を見据えた施策であり、国全体の利益にもつながるものである。都は国に対して、今後も実効性ある対策の強化を強く要求していく。また、国が都と同様の制度を導入した場合には、その時点で、必要な調整を図っていく。

4 アジア、世界の都市との連携

○世界の大都市との連携

気候変動をはじめ、大気汚染、水と緑の保全などの環境問題は、世界の大都市が直面する共通の課題である。世界人口に占める都市人口の割合が2030年には全人口の6割を占めると予測され、都市人口の増加に伴う環境負荷、エネルギー消費も増加の一途が見込まれる。このような状況においては、世界の都市が経験を共有し、新たな施策形成を進め、都市環境の質を競い合う中でこそ、地球が抱えている持続可能性の危機を克服できる。また、都が世界最高水準の環境政策を実施するために、世界の環境政策の水準を知り、先進的・創意的な施策を学ぶことは必要不可欠である。

今後、都は都市と地球を救う志を有する世界の多くの都市と、様々な方法で先端的な施策の形成と実施に関する経験の交流、情報交換を強化していく。

これは、環境先進都市としての「東京の価値」を内外に示すとともに、都の持続可能な都市づくりの施策を世界に広げていき、地球規模の環境負荷低減に向けた取組に資するものである。

○アジアの都市との協力

アジアは世界の人口の半分以上を占めるとともに、経済の成長が著しく、アメリカやEUに匹敵する第三の極となりつつある。今後急激な発展とエネルギー消費の拡大が見込まれるアジアの都市において、同時に低環境負荷な社会をも実現していかなければならない。

東京が都市成長の過程において幾多の環境汚染を克服してきた経験や、現在取り組んでいる気候変動対策の情報をアジアの諸都市に発信することは、東京が、地球の未来のために果たし

る貢献のひとつである。

今後は、国際協力銀行との連携やアジア大都市ネットワーク21などを活用してアジアの環境問題の解決に積極的に貢献していく。

図表3-2-1-3 世界、アジアの都市との連携等の取組

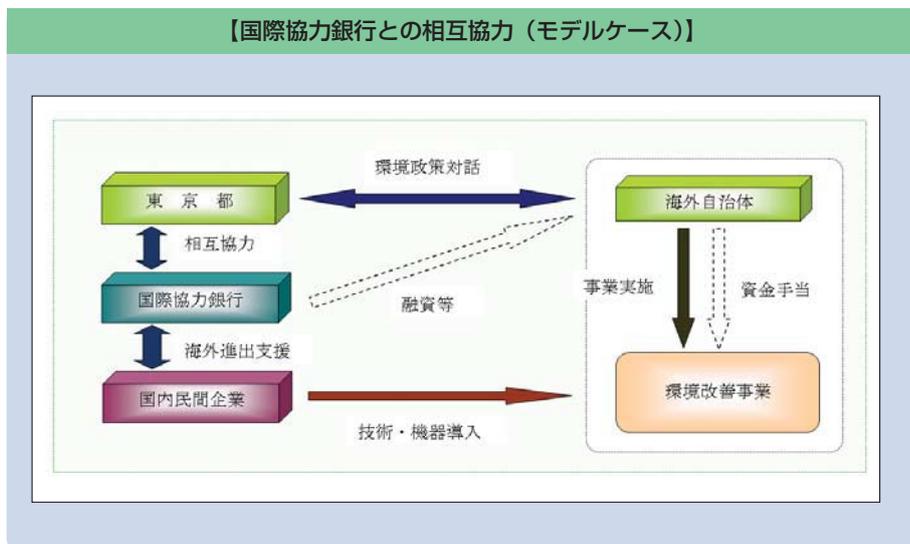
C40（世界大都市気候先導グループ）との連携

ロンドン市長の呼びかけによって創設された、気候変動対策に取り組む大都市グループであるC40（世界大都市気候先導グループ）に、都は2006年12月から参加。現在、ロンドン市、ニューヨーク市、パリ市など、気候変動対策に積極的に取り組む世界の40都市が参加している。都は、C40のネットワークを活用し、世界の都市における優れたCO₂削減事例を学び、都の政策形成に生かすとともに、都における先駆的な気候変動対策、技術を世界の都市にアピールしていく。



大ロンドン市との政策提携

2006年5月、ロンドン出張中の石原知事とケン・リビングストン ロンドン市長との会談が行われ、協議の結果、「東京都とロンドン市の政策提携に係る協定書」が締結された。両都市は、環境問題や交通政策をはじめとする共通の課題に対し、緊密な協議を行い、共同して解決に取り組んでいくこととした。

- その他の取組**
- ・国際会議の招致
 - ・英語版ホームページ、パンフレットの充実
 - ・アジア大都市ネットワーク21によるアジア都市への情報発信、ノウハウの提供

5 戦略的環境広報

都民、事業者、NPO等がそれぞれの役割に応じて環境保全に向けた取組に参加・協力し、実践していくためには、基礎となる的確な情報と問題意識を共有することが不可欠である。

しかしながら、今後、多くの主体を巻き込み、環境保全行動へのムーブメントを起こしていくためには、行政からの一方的な情報提供だけで

は不十分である。都はこれまでも、ディーゼル車NO_x作戦や地球温暖化阻止！東京作戦などを展開していく過程で、グリーンペーパーの発行やインターネット討論会などを行い、政策形成過程の情報や問題提起、解決策の提案を盛り込んだ双方向かつ提案型の広報に積極的に取り組んできた。

今後は、都民や事業者がそれぞれ具体的にどう取り組めばよいのかが実感できるよう、都民

参加型の企画もまじえた広報活動をこれまで以上に積極的に行い、都民や事業者の理解と行動を促進していく。

あわせて、情報化社会の進展により広報媒体のポテンシャルが高度に発展していく中で、多様な広報媒体から最適な手段を選択し、様々な世代・立場の人々に都の方針・取組状況をタイムリーかつ効果的に伝え、都民・事業者等の環境保全に向けた活動を促す広報戦略を展開していく。

1 最新技術の開発促進、環境ビジネスの創出

東京には、他の追随を許さない優れた技術を持つ中小企業や優秀な人材の集積があり、巨大で洗練された市場の存在など高いポテンシャルを持っている。

都が掲げる高い目標を達成していくためには、こうした世界に誇る日本の技術力等を活かした革新的な最新技術の開発・普及が不可欠である。また、新たな環境政策の展開は新しいビジネスを生み出す。都市づくり、経済的誘導策とも連動して、開発された最新鋭の技術の普及促進施策を展開することで一層の開発を促す好循環をつくっていく。

さらに、東京で培われた最新技術を日本全国、世界に発信し、地球の直面する持続可能性の危機の克服に貢献していく。

○開発ニーズや情報の提供による最新技術の開発促進

多岐にわたる社会的課題の解決に企業の技術力を活かすためには、どのような課題やニーズがあるのかが企業に的確に伝わることが重要である。

省エネルギー、太陽エネルギー等再生可能エネルギーの利用拡大など、更なる技術革新が必要な分野について、高い目標や技術開発ニーズ、技術開発上の課題などの情報を提供することなどにより、民間の技術開発意欲を高め、技術革新を促進していく。

また、開発された技術の普及促進により更なる市場の要求を呼び起こし、技術革新の好循環を生み出していく。

○優れた民間技術の選定・普及・活用による市場拡大、先駆的な企業との連携強化

CO₂削減技術をはじめとする民間の優れた技術・製品を普及させるには、市場規模を拡大し、ビジネスとしての確立を目指すことが重要

である。

このため、優れた技術・製品について、その性能の信頼性・評価に関する情報を都民に提供していくとともに、新たな技術を活用したプロジェクト事業や、都事業への先行導入などにより、都自らが率先して普及の起爆剤となり、技術の確立、利用拡大に寄与していく。

さらに、首都圏・国内はもとより、アジアへの技術拡大や世界への普及も視野に、省エネルギー、再生可能エネルギーなどの分野の先駆的な取組を行う企業と連携したPR事業など、市場拡大を本格化する取組を進めていく。

○研究機関・大学等との連携

優れた技術力を持つ都の研究機関や大学、企業等の力を結集し、産学公の連携による技術開発事業を進めていく。

<参考>産学公の連携による環境課題への取組

・「東京都地域結集型研究開発プログラムによる環境浄化技術の開発」事業を開始（2006年度～）。東京の環境改善に貢献していくとともに、新しい環境ビジネスの創出を目指していくなどの取組を進めている。

2 調査研究の充実強化

環境の危機克服に当たっては、その危機をもたらす現象や原因物質を解明するとともに、その発生機序や実態の把握、環境・人体への影響などの科学的知見に基づく効果的な施策展開が不可欠である。また、民間の科学技術力を活かし、様々な施策課題に対応していくためには、最新の技術動向を踏まえ、技術の評価、効果検証等を行うとともに、技術の施策への最適な活用可能性を判断していくことが求められる。

これまで都は、東京都環境科学研究所をはじめとする都の試験研究機関や大学等との連携による先駆的・継続的な研究により、ディーゼル車規制の開始を可能とする技術開発や、ヒートアイランド現象の実態解明などを行い、国に先

駆けた環境施策の展開を実現してきた。

今後も、大学、国や民間等の研究機関とも連携し、施策展開の科学的裏付けとなる知見の継続した集積と、新たな課題に対する施策立案や事業執行を支える調査研究の充実強化を図っていく。

第3節 東京の環境を引き継いでいく次世代の人材育成

これまでの都の取組

～大人対象から

次世代を担う子ども重視へ～

持続可能な都市を構築し、深刻な地球温暖化問題を解決するためには、次世代を担う人材の育成は不可欠である。

これまで都は、地域における環境活動の普及や実践を進めることを目的とし、環境学習リーダー養成講座を行うなど、大人を対象とした環境教育の推進を図ってきた。今やこの成果は、地域、区市町村を中心とする環境活動への積極的な取組へと広がりを見せている。

一方、環境教育を取りまく状況も大きく変わり、全国の小・中学校では、2002年度から総合的な学習の時間が新たに導入され、その学習

課題として国際理解教育などとともに、環境教育に積極的に取り組む学校が見られるようになった。また、近年は、様々な企業がCSR活動として、自社の特性を生かした独自の環境教育プログラムを作成し、小・中学校等へ出前授業を行うなど、活発な活動が進んでいる。

このような社会の変化を受け、都でも2004年度から、NPO法人国際芸術技術協力機構が開発し世界で展開している環境教育プログラム「キッズISO14000プログラム（入門編）」を都内小学校に普及させる事業を、企業の協力のもと実施している。さらに、環境教育に先進的に取り組む企業やNPOが実施している地球温暖化出前授業を、都内小中学校に紹介する事業も行っている。

図表3-2-3-1 環境教育プログラムの普及・紹介事業による実施実績

実施内容 年度	キッズISO14000プログラム		NPO法人の出前授業	都と協働で実施している 企業の出前授業
	実施校数	人数	実施校数（都内）	実施校数（都内）
2004年度	10校（試行）	約700人（試行）	約40校	—
2005年度	110校	約8,000人	約70校	約20校
2006年度	111校	約8,000人	約50校	約10校※

※1：他に盲・ろう・養護学校での実績10校

今後の人材育成のあり方

～地球規模で考え、

足元から行動できる人材の育成～

持続可能な都市を構築し、地球温暖化問題を解決するためには、現在の子どもたちが、環境問題の現状や課題、解決策について自ら気づき、考え、行動する大人になることが必要である。つまり、社会のあらゆる場面（職場、地域、家庭等）において、環境に配慮した行動を取ることができる社会人を育成する必要がある。さらに、生態系的視点と社会的視点の双方を持ち、

人間活動と自然環境との関わりについて総合的に理解し、地球規模で考え、足元から行動できる人になることが重要である。

そのためには、知識だけでなく感動、体験を重視し、子どもの自発性を引き出すような教育を実施する必要がある。

また、2006年に施行された改正教育基本法において、教育の目標の一つとして「生命を尊び、自然を大切にし、環境の保全に寄与する態度を養うこと」（第二条第四号）とする規定が盛り込まれ、教育現場における環境教育の重要性は、ますます高まってきている。

そこで今後は、企業・NPO、区市町村、教育委員会など、関係主体との連携をさらに密にし、環境教育を学校において効率的・効果的に実施していくための手段を講じていくこととする。

1 児童教育（小学校）を核とした、様々な主体との連携による環境教育の実現

現在、学習指導要領に基づき、多くの学校において総合的な学習の時間を活用した環境教育が実施されているが、その内容（分野）や、使用している教材などは千差万別であり、特定の分野に偏らない、年間をとおした環境教育の体系づくりや、人間の社会活動にまで結びつけた環境教育が求められている。このため、各学校が、その実情やニーズに合わせた主体的な教育を行い、総合的な学習の時間において各教科と連動した環境教育を実施するよう、学校に対して働きかけていく。

その際、校庭芝生化や家庭における温暖化対策などの環境施策とも関連付けることとし、例えば、家庭での節電等の実践学習で具体的な省エネ行動を意識づけるなど、家庭や地域と連携した実践型の学習を展開していく。

また、都内の全ての児童が、より充実した環境教育を受けられる体制づくりとして、例えば私立も含む全学校の教職員を対象とした、体系的な環境教育プログラム（指導書）に関する研修会などを実施していく。

環境教育プログラム（指導書）の内容としては、下記の点に留意する。

- ①ごみ問題や自然観察だけ、などといった偏った内容にせず、生物の多様性、水循環、温暖化問題、エネルギー問題など、すべての分野を盛り込むことにより、人間が生態系の中の一部であることを認識させるもの
- ②知識伝授型ではなく体験を重視し、自分の持つ感性をフルに活用して感動を伴うものとする
- ③最後は自分の行動に結びつくものであること。その場合、衣、食、住のすべてにおいて

温暖化防止のための行動を起こすことができるようになること

なお、環境教育プログラム（指導書）には、これまで成果をあげてきた「キッズISO14000プログラム」や企業・NPO等による出前事業も積極的に取り入れるなど、既存のプログラムも活用できる内容にする。また、良質な出前授業の提供に向けた仕組みづくりについても検討していく。

さらに、高校や大学、研究機関、地域住民や保護者など、広く参加できるような仕組みの構築を検討していく。

2 埋立処分場見学会を活用した総合的な環境教育の実施

都が設置・管理する中央防波堤外側埋立処分場及び新海面処分場では、23区内の中間処理施設でごみを処理した後に発生する残さを埋立処分している。ここはまた、年間5万人の子どもたちが小学校の社会科見学等で訪れる、ごみ・リサイクルについての学習の場でもある。

現在、既に埋立が終了している中央防波堤内側埋立地では、埋め立てられたごみから発生するメタンガスの有効利用施設であるガス発電施設、風力発電施設「東京かざぐるま」などが稼働しており、太陽光発電設備も設置されている。さらに、今後は「海の森」の整備も進む予定である。

このように、処分場周辺はごみやリサイクルだけでなく、再生可能エネルギーや緑等についても学ぶことができる場であるため、今後は、温暖化、廃棄物、エネルギー、自然環境など、環境について総合的に学ぶことができる場として、処分場見学会の拡充を図っていく。